介　護　サ　ー　ビ　ス　事　業　者

自　　　主　　　点　　　検　　　表

 (令和5年度版)

(介護予防)特定施設入居者生活介護

(一般型･外部ｻｰﾋﾞｽ利用型)

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者(法人)名称 |  |
| 事業所 | 名　称 |  |
|  | 番　号 |  |
|  | 所在地 |  |
|  | 電　話 |  |
|  | メール |  |
| 点検者　職・氏名 |  |
| 点検年月日 | 　　年　　　月　　　日 |

|  |
| --- |
| 越谷市 福祉部 福祉総務課 |

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1　趣　　旨

　　利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

　　そこで市では、介護サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、市が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

 　つきましては、毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、市へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

なお、指定がない項目は､一般型･外部サービス利用型の共通の項目となりますので､両サービスとも点検してください｡また､指定がある項目(一般型･外部型)は､対象サービスのみ点検してください｡

 ※一般型･･･一般型､外部サービス利用型･･･外部型

2　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 条例 | 越谷市指定居宅ｻｰﾋﾞｽ等の事業の人員､設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成26年条例第63号) |
| 予防条例 | 越谷市指定介護予防ｻｰﾋﾞｽ等の事業の人員､設備及び運営並びに指定介護予防ｻｰﾋﾞｽ等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(平成26年条例第64号) |
| 法 | 介護保険法(平成9年法律第123号) |
| 施行規則 | 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) |
| 平11厚令37 | 指定居宅ｻｰﾋﾞｽ等の事業の人員､設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号) |
| 平11老企25 | 指定居宅ｻｰﾋﾞｽ等及び指定介護予防ｻｰﾋﾞｽ等に関する基準について(平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平12厚告19 | 指定居宅ｻｰﾋﾞｽに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号) |
| 平12老企40 | 指定居宅ｻｰﾋﾞｽに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所ｻｰﾋﾞｽ及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設ｻｰﾋﾞｽ等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平18厚労告127 | 指定介護予防ｻｰﾋﾞｽに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号) |
| 平18-0317001 | 指定介護予防ｻｰﾋﾞｽに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日老計発･老振発･老老発第0317001号厚生労働省老健局計画課長･振興課長･老人保健課長通知) |
| 平12老企52 | 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護ｻｰﾋﾞｽ費用について(平成12年3月30日老企第52号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平12老企54 | 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知) |
| 平13老発155 | ｢身体拘束ｾﾞﾛ作戦｣の推進について(平成13年4月6日老発第155号厚生労働省老健局長通知) |
| 平13老振発18 | 介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号厚生労働省老健局振興課長通知) |
| 平15老振発0416001 | 有料老人ﾎｰﾑに対する指導の徹底について (平成15年4月16日老振発第0416001号厚生労働省老健局振興課長通知) |
| 平12厚告27 | 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年2月10日厚生省告示第27号) |
| 平12厚告26 | 厚生労働大臣が定める施設基準(平成12年2月10日厚生省告示第26号) |
| 平27厚労告94 | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年3月23日厚生労働省告示第94号) |
| 平27厚告95 | 厚生労働大臣が定める基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第95号) |
| 平27厚告96 | 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号) |

介護ｻｰﾋﾞｽ事業者自主点検表 目次

| 項目 | 内容 | ﾍﾟｰｼﾞ |
| --- | --- | --- |
| 第1 | 一般原則 |  |
| 1 | 一般原則 | 6 |
| 第2 | 基本方針 |  |
| 2 | 基本方針 | 6 |
| 第3 | 人員に関する基準 |  |
| 3-1 | (一般型)従業者の員数 | 8 |
| 4-1 | (一般型)管理者 | 9 |
| 3-2 | (外部型)従業者の員数 | 9 |
| 4-2 | (外部型)管理者 | 10 |
| 第4 | 設備に関する基準 |  |
| 5 | 建物 | 10 |
| 6 | 設備 | 11 |
| 7 | 構造等 | 13 |
| 8 | 介護予防特定施設入居者生活介護事業者の設備基準 | 13 |
| 第5 | 運営に関する基準 |  |
| 9 | 内容及び手続きの説明及び契約の締結等 | 13 |
| 10 | 特定施設入居者生活介護の提供の開始等 | 15 |
| 11 | 受給資格等の確認 | 15 |
| 12 | 要介護認定の申請に係る援助 | 15 |
| 13 | ｻｰﾋﾞｽの提供の記録 | 15 |
| 14 | 利用料等の受領 | 16 |
| 15 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 16 |
| 16 | 特定施設入居者生活介護の取扱方針 | 16 |
| 17 | 特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の作成 | 19 |
| 18 | (一般型)介護 | 20 |
| 19 | (一般型)機能訓練 | 20 |
| 20 | (一般型)健康管理 | 20 |
| 21 | 相談及び援助 | 20 |
| 22 | 利用者の家族との連携等 | 20 |
| 23 | 利用者に関する市町村への通知 | 20 |
| 24 | 緊急時等の対応 | 21 |
| 25 | 管理者の責務 | 21 |
| 26 | 運営規程 | 21 |
| 27 | 勤務体制の確保等 | 22 |
| 28 | 業務継続計画の策定等 | 25 |
| 29 | 非常災害対策 | 26 |
| 30 | 衛生管理等 | 27 |
| 31 | 掲示 | 28 |
| 32 | 秘密保持等 | 29 |
| 33 | 広告 | 29 |
| 34 | 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 | 29 |
| 35 | 苦情処理 | 29 |
| 36 | 協力医療機関等 | 30 |
| 37 | 地域との連携等 | 30 |
| 38 | 事故発生時の対応 | 30 |
| 39 | 虐待の防止 | 31 |
| 40 | 会計の区分 | 33 |
| 41 | 記録の整備 | 33 |
| 42 | 電磁的記録等 | 33 |
| 43 | (外部型)受託居宅ｻｰﾋﾞｽの提供 | 35 |
| 44 | (外部型)受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者への委託 | 35 |
| 第6 | 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |  |
| 45 | 介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針 | 36 |
| 46 | 介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針 | 37 |
| 第7 | 業務管理体制の整備 |  |
| 47 | 法令遵守等の業務管理体制の整備 | 37 |
| 第8 | 介護給付費の算定及び取扱い |  |
| 48 | 基本的事項 | 38 |
| 49 | 所定単位数の算定 | 39 |
| 50 | 他の居宅ｻｰﾋﾞｽ及び地域密着型ｻｰﾋﾞｽの利用について | 39 |
| 51 | 短期利用特定施設入居者生活介護 | 39 |
| 52 | 身体拘束廃止未実施減算 | 40 |
| 53 | 入居継続支援加算 | 40 |
| 54 | 生活機能向上連携加算 | 43 |
| 55 | 個別機能訓練加算 | 46 |
| 56 | ADL維持等加算 | 47 |
| 57 | 夜間看護体制加算 | 49 |
| 58 | 若年性認知症入居者受入加算 | 49 |
| 59 | 医療機関連携加算 | 50 |
| 60 | 口腔衛生管理体制加算 | 50 |
| 61 | 口腔･栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ加算 | 51 |
| 62 | 科学的介護推進体制加算 | 52 |
| 63 | 退院･退所時連携加算 | 52 |
| 64 | 看取り介護加算 | 53 |
| 65 | 認知症専門ｹｱ加算 | 56 |
| 66 | ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算 | 57 |
| 67 | 介護職員処遇改善加算 | 59 |
| 68 | 介護職員等特定処遇改善加算 | 60 |
| 69 | 介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算 | 61 |
| 第9 | 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護費の算定及び取扱い |  |
| 70 | 算定基準 | 62 |
| 71 | 従業者の員数が基準を満たさない場合の算定 | 63 |
| 72 | 各ｻｰﾋﾞｽ費 | 64 |

| 項目 | 自 主 点 検 の ﾎﾟ ｲ ﾝ ﾄ | 点 検 | 根拠法令 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第1 一般原則 |
| 1一般原則 | ① 暴力団員又は越谷市暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではない方が､法人の役員及び管理者になっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第2項越谷市暴力団排除条例 |
|  | ② 利用者の意思及び人格を尊重して､常に利用者の立場に立ったｻｰﾋﾞｽの提供に努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第3項 |
|  | ③ 地域との結び付きを重視し､市町村､他の居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者その他の保健医療ｻｰﾋﾞｽ及び福祉ｻｰﾋﾞｽを提供する者との連携に努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第4項 |
|  | ④ 利用者の人権の擁護､利用者に対する虐待の防止等のため､必要な体制の整備を行うとともに､従業者に対し､研修を実施する等の措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第5項 |
|  | ※ 令和6年3月31日まで努力義務(令和6年4月1日より義務化)｡ |  |  |
|  | ⑤ 指定居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者は､指定居宅ｻｰﾋﾞｽを提供するに当たっては､法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し､適切かつ有効に行うよう努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第3条第6項 |
|  | ※ 指定居宅ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し､事業所単位でPDCAｻｲｸﾙを構築･推進することにより､提供するｻｰﾋﾞｽの質の向上に努めなければならないこととしたものである｡ この場合において､｢科学的介護情報ｼｽﾃﾑ(LIFE:Long-term careInformation system For Evidence)｣に情報を提出し､当該情報及びﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸ情報を活用することが望ましい(この点については､以下の他のｻｰﾋﾞｽ種類についても同様とする｡)｡ |  | 平11老企25第3の一の3(1) |
| 第2 基本方針 |
| 2基本方針 | 一般型①-1 特定施設入居者生活介護事業は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画に基づき､入浴､排せつ､食事等の介護その他の日常生活上の世話､機能訓練及び療養上の世話を行うことにより､要介護状態となった場合でも､利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第217条第1項 |
|  | 外部型①-2 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画に基づき､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者による受託居宅ｻｰﾋﾞｽを適切かつ円滑に提供することにより､利用者が要介護状態になった場合でも､当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第239条第1項 |
|  | 予防①-3 介護予防特定施設入居者生活介護事業は､介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画に基づき､入浴､排せつ､食事等の介護その他の日常生活上の支援､機能訓練及び療養上の世話を行うことにより､利用者が介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう､利用者の心身機能の維持回復を図り､もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第203条第1項 |
|  | 共通③ 安定的かつ継続的な事業運営に努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第217条第2項条例第239条第2項 |
| 第3 人員に関する基準 |
|  | ※ ｢常勤｣(用語の定義) 当該事業所における勤務時間が､当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする｡)に達していることをいうものです｡ ただし､母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については､利用者の処遇に支障がない体制が施設として整っている場合は､例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取扱うことを可能とします｡ また､同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって､当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては､それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば､常勤の要件を満たすものであることとします｡例えば､1の事業者によって行われる訪問介護事業所と居宅介護支援事業所が併設されている場合､訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は､その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば､常勤要件を満たすことになります｡ |  | 条例第2条平11老企25第2の2(3) |
|  |  また､人員基準において常勤要件が設けられている場合､従事者が労働基準法(昭和22年法律第49 号)第65 条に規定する休業(以下｢産前産後休業｣という｡)､母性健康管理措置､育児･介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下｢育児休業｣という｡)､同条第2号に規定する介護休業(以下｢介護休業｣という｡)､同法第23 条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24 条第1項(第2号に係る部分に限る｡)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下｢育児休業に準ずる休業｣という｡)を取得中の期間において､当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより､人員基準を満たすことが可能であることとする｡ |  |  |
|  | ※｢専ら従事する･専ら提供に当たる｣(用語の定義) 原則として､ｻｰﾋﾞｽ提供時間帯を通じて当該ｻｰﾋﾞｽ以外の職務に従事しないことをいうものです｡この場合のｻｰﾋﾞｽ提供時間帯とは､当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり､当該従業者の常勤･非常勤の別を問いません｡ |  | 平11老企25第2の2(4) |
|  | ※｢常勤換算方法｣(用語の定義) 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数(週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする｡)で除することにより､当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものです｡この場合の勤務延時間数は､当該事業所の指定に係る事業のｻｰﾋﾞｽに従事する勤務時間の延べ数であり､例えば､当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって､ある従業員が訪問介護員と看護職員を兼務する場合､訪問介護員の勤務延時間数には､訪問介護員としての勤務時間だけを算入することとなるものです｡ |  | 平11老企25第2の2(1) |
|  |  ただし､雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47 年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下｢母性健康管理措置｣という｡)又は育児休業､介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号｡以下｢育児･介護休業法｣という｡)第23条第1項､同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下｢育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置｣という｡)が講じられている場合､30時間以上の勤務で､常勤換算方法での計算に当たり､常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし､1として取り扱うことを可能とする｡ |  |  |
| 一般型 | ◎介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合 |
| 3-1従業者の員数★(1)生活相談員 | ① 常勤換算方法で､利用者及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(介護予防ｻｰﾋﾞｽの利用者)の合計数(総利用者数)が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか｡常勤の従業者の勤務すべき時間数【週 時間】 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第2項第1号 |
| ② 生活相談員のうち1人以上は､常勤の者を配置していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第4項 |
| (2) 看護職員又は介護職員 | ① 看護職員又は介護職員の合計数は､常勤換算方法で､要介護の利用者の数及び要支援の利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第2項第2号ｱ |
| ※ 看護職員及び介護職員の合計数は､要介護者の利用者の数に､要支援の利用者1人を要介護者0.3人と換算して合計した利用者をもとに､3又はその端数を増すごとに1以上と算出します｡ |  | 平11老企25第3の十の1(1)② |
|  | ※ 看護職員は､次のいずれかに該当すること｡  ｱ 看護師 ｲ 准看護師 |  |  |
|  | ② 看護職員の数は､次のとおり適切に配置していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第2項第2号ｲ |
|  ｱ 総利用者数が30を超えない特定施設にあっては､常勤換算方法で､1以上配置 |
|  ｲ 総利用者数が30を超える特定施設にあっては､常勤換算方法で､1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 |  |
|  | ③ 常に1以上のｻｰﾋﾞｽ提供に当たる介護職員が確保されていますか｡(ただし､介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については､この限りではありません｡) | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第2項第2号ｳ |
|  | ※ 宿直時間帯は､それぞれの事業所ごとに利用者の状況等に応じて､例えば午後9時から午前6時までなどと設定するものとされています｡また､宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいなければならないこととされています｡ |  | 平11老企25第3の十の1(1)③ |
|  | ④ 看護職員及び介護職員は､主として当該ｻｰﾋﾞｽの提供に当たるものとし､看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は､常勤の者を配置していますか｡  ただし､介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は､介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足ります｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第8項 |
|  | ※ ｢介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合｣とは､入居者の状態の改善等により要介護者が存在せず､要支援者に対する介護予防ｻｰﾋﾞｽのみが提供される場合をいいます｡ |  | 平11老企25第3の十の1(1)④ |
| (3) 機能訓練指導員 | ① 機能訓練指導員は､1以上配置されていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第2項第3号 |
| ② 機能訓練指導員には､日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者が配置されていますか｡(当該特定施設における他の職務に従事することができます｡) | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第6項 |
|  | ※ 機能訓練指導員は､次のいずれかの資格を有すること｡ ｱ 理学療法士 ｲ 作業療法士 ｳ 言語聴覚士 ｴ 看護職員 ｵ 柔道整復師 ｶ あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧師 ｷ はり師 ｸ きゅう師 |  | 平11老企25第3の十の1(3) |
|  | ※ はり師及びきゅう師については､理学療法士､作業療法士､言語聴覚士､看護職員､柔道整復師又はあん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限ります｡ |  | 平11老企25第3の十の1(3) |
| (4) 計画作成担当者 | ① 計画作成担当者を1以上配置していますか｡(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とします｡) | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第2項第4号 |
| ② 計画作成担当者には､専らその職務に従事する介護支援専門員であって､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画又は介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の作成を担当させるのに適当と認められるものが配置されていますか｡(ただし､利用者の処遇に支障がない場合は､当該特定施設における他の職務に従事することができます｡) | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第218条第7項 |
|  | ※ 利用者及び介護予防ｻｰﾋﾞｽの利用者並びに総利用者数は､前年度の平均値とする｡(ただし､新規に指定を受けた場合は､推定数によります｡) |  | 条例第218条第3項 |
| 4-1管理者★ |  特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者が配置されていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第219条 |
| ※ 当該特定施設の管理上支障がない場合は､当該特定施設の他の職務に従事し､又は同一敷地内にある他の事業所､施設等の職務に従事することができます｡ |  |  |
|  | ※ 指定特定施設の管理者は常勤であり､かつ､原則として専ら当該施設の管理業務に従事するものです｡ただし､以下の場合であって､当該施設の管理業務に支障がないときは､他の職務を兼ねることができます｡ ｱ 当該指定特定施設の特定施設従業者として職務に従事する場合 ｲ 同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等､特に当該施設の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所､施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合(この場合の他の事業所､施設等の事業の内容は問わないが､例えば､併設される訪問系ｻｰﾋﾞｽの事業所のｻｰﾋﾞｽ提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支障があると考えられるが､訪問系ｻｰﾋﾞｽ事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には､例外的に認められる場合もありえます｡) |  | 平11老企2準用第3の八の1(5) |
| 外部型 | ◎介護予防特定施設入居者生活介護と一体的に運営されている場合 |
| 3-2従業者の員数★ | ① 生活相談員は､常勤換算方法で､利用者及び外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(介護予防ｻｰﾋﾞｽの利用者)の合計数(総利用者数)が100又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第240条第2項第1号 |
| (1)生活相談員 | ② 生活相談員のうち1人以上は常勤かつ専従となっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第240条第5項 |
|  | ※ 利用者及び介護予防ｻｰﾋﾞｽの利用者の処遇に支障がない場合は､当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする｡ |  |  |
|  | ※ ｢他の職務｣は､外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく､要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のｻｰﾋﾞｽの提供を含むものとする｡ |  | 平11老企25第3の十の2の1(3) |
| (2)介護職員 |  介護職員は､常勤換算方法で､利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防ｻｰﾋﾞｽの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上配置していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第240条第2項第2号 |
|  | ※ 介護職員は､要介護者の利用者の数に､要支援者である利用者1人を要介護者3分の1人と換算して合計した利用者数をもとに､10又はその端数を増すごとに1以上と算出するものとする｡ |  | 平11老企25第3の十の2の1(1) |
| (3)計画作成担当者 | ① 計画作成担当者は､1以上(総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする｡)配置していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第240条第2項第3号 |
| ② 計画作成担当者は､専らその職務に従事する介護支援専門員であって､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画及び介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとし､そのうち1人以上は常勤ですか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第240条第6項 |
|  | ※ 利用者及び介護予防ｻｰﾋﾞｽの利用者の処遇に支障がない場合は､当該特定施設における他の職務に従事することができる｡ |  |  |
|  | ※ ｢他の職務｣は､外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく､要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対する生活相談等のｻｰﾋﾞｽの提供を含むものとする｡ |  | 平11老企25第3の十の2の1(3) |
| (4)常時1以上の従業者の配置 |  常に1以上の指定特定施設の従業者が確保されていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第240条第4項 |
| ※ 宿直時間帯にあっては､この限りではない｡ |  |  |
| ※ ｢指定特定施設の従業者｣は､要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のｻｰﾋﾞｽを提供する者等を含む｡ |  | 平11老企25第3の十の2の1(2) |
|  | ※ 利用者及び介護予防ｻｰﾋﾞｽの利用者の数並びに総利用者数は､前年度の平均値とする｡ただし､新規に指定を受ける場合は､推定数による｡ |  | 条例第240条第3項 |
| 4-2管理者★ |  外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は､指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第241条 |
|  | ※ 指定特定施設の管理上支障がない場合は､当該指定特定施設における他の職務に従事し､又は同一敷地内にある他の事業所､施設等の職務に従事することができるものとする｡ |  |  |
| 第4 設備に関する基準 |
| 5建物 | ① 特定施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く｡)は､建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物となっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第74条第2項条例第220条第1項 |
|  | ② ①の規定にかかわらず､市長が､火災予防､消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて､次のｱ~ｳのいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特定施設の建物であって､火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは､耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しません｡建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合は､市長から認められていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第2項 |
|  |  ｱ ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ設備の設置､天井等の内装材等への難燃性の材料の使用､調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により､初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること｡ ｲ 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており､円滑な消火活動が可能なものであること｡ ｳ 避難口の増設､搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により､円滑な避難が可能な構造であり､かつ､避難訓練を頻繁に実施すること､配置人員を増員すること等により､火災の際の円滑な避難が可能なものであること｡ |
|  | ※ 耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合を規定している②中の｢火災に係る利用者の安全性が確保されている｣と認めるときについては､次の点を考慮して判断されます｡ ｱ 上記の②ｱ~ｳの要件のうち､満たしていないものについても､一定の配慮措置が講じられていること｡ ｲ 日常における又は火災時の火災に係る安全性の確保が､利用者が身体的､精神的に障がいを有する者であることに鑑みてなされていること｡ ｳ 管理者及び防火管理者は､当該指定特定施設の建物の燃焼性に対する知識を有し､火災の際の危険性を十分認識するとともに､職員等に対して､火気の取扱いその他火災予防に関する指導監督､防災意識の高揚に努めること｡ ｴ 定期的に行うこととされている避難等の訓練は､当該指定特定施設の建物の燃焼性を十分に勘案して行うこと｡ |  | 平11老企25準用第3の八の2(2) |
| 6設備★ | 一般型 |  |  |
|  一時介護室(一時的に利用者を移して特定施設入居者生活介護を行うための室)､浴室､洗面設備､便所､食堂及び機能訓練室を有していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第3項 |
|  | ※ 他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を､他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができる｡ |  |  |
|  | ※ 機能訓練室については､同一敷地内若しくは道路を隔てて隣接する又は当該事業所の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も設けないことができる｡ |  | 平11老企25第3の十の2(3) |
| (1)介護居室 | ① 1の居室の定員は､1人ですか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第1号ｱ |
| ※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は､2人とすることができる｡ |  |  |
|  | ※ ｢利用者の処遇上必要と認められる場合｣とは､例えば､夫婦で居室を利用する場合などであって､事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない｡なお､省令附則第18条により､既存の特定施設における定員4人以下の介護居室については､個室とする規定を適用しないものとする｡ |  | 平11老企25第3の十の2(2) |
|  | ② ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰの保護に配慮し､介護を行える適当な広さとなっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第1号ｲ |
|  | ③ 地階に設けてはいませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第1号ｳ |
|  | ④ 1以上の出入口は､避難上有効な空地､廊下又は広間に直接面して設けてありますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第1号ｴ |
|  | ⑤ 非常通報装置(ﾅｰｽｺｰﾙ)又はこれに代わる設備を設けていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第1号ｵ |
|  | ※ 非常通報装置等の設置の規定は､利用者が居室等にいる場合に病状の急変等の事態が生じた場合に､特定施設の従業者が速やかに対応できるようにする趣旨で設置を求めるものである｡ |  | 平11老企25第3の十の2の2(4) |
| (2) 一時介護室 |  一時介護室は､介護を行うために適当な広さを有していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第2号 |
| (3)浴室 |  浴室は､身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第3号 |
| (4)便所 |  便所は､居室のある階ごとに設置し､非常用設備を備えていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第4号 |
| (5)食堂 |  食堂は､機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第5号 |
| (6)機能訓練室 |  機能訓練室は､機能を十分に発揮し得る適当な広さを有していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第4項第6号 |
| ※ 介護居室､一時介護室､食堂及び機能訓練室についていう｢適当な広さ｣については､面積による基準を定めることはせず､利用者の選択に委ねることとする｡このため､具体的な広さについては､利用申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資すると認められる重要事項であり､利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる｡また､機能訓練室については､他に適当な場所が確保されている場合に設けないことができるとしたが､この場合には､同一敷地内にあるもしくは道路を隔てて隣接する又は当該施設の付近にある等機能訓練の実施に支障のない範囲内にある施設の設備を利用する場合も含まれるものである｡ |  | 平11老企25第3の十の2(3) |
|  | 外部型 |  |  |
|  |  指定特定施設は､居室､浴室､洗面設備､便所､食堂及び事務室を有していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第242条第3項 |
|  | ※ 居室の面積が25平方ﾒｰﾄﾙ以上である場合には､食堂を設けないことができるものとする｡ |  |  |
| (1)居室 | ① 1の居室の定員は､1人とすること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第242条第4項第1号ｱ |
|  | ※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は､2人とすることができるものとする｡ |  |  |
|  | ※ ｢利用者の処遇上必要と認められる場合｣とは､例えば､夫婦で居室を利用する場合などであって､事業者の都合により一方的に2人部屋とすることはできない｡なお､省令附則第18条により､既存の特定施設における定員4人以下の介護居室については､個室とする規定を適用しないものとする｡ |  | 平11老企25第3の十の2の2(3) |
|  | ② ﾌﾟﾗｲﾊﾞｼｰの保護に配慮し､介護を行える適当な広さであること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第242条第4項第1号ｲ |
|  | ③ 地階に設けてはならないこと｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第242条第4項第1号ｳ |
|  | ④ 1以上の出入口は､避難上有効な空き地､廊下又は広間に直接面して設けること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第242条第4項第1号ｴ |
|  | ⑤ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第242条第4項第1号ｵ |
|  | ※ 非常通報装置等の設置の規定は､利用者が居室等にいる場合に病状の急変等の事態が生じた場合に､特定施設の従業者が速やかに対応できるようにする趣旨で設置を求めるものである｡ |  | 平11老企25第3の十の2の2(4) |
| (2) 浴室 |  浴室は､身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第242条第4項第2号 |
| (3) 便所 |  便所は､居室のある階ごとに設置し､非常用設備を備えていること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第242条第4項第3号 |
| (4) 食堂 |  食堂は､機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第242条第4項第4号 |
|  | ※ 居室及び食堂についていう｢適当な広さ｣については､面積による基準を定めることはせず､利用者の選択に委ねることとする｡このため､具体的な広さについては､利用申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資すると認められる重要事項であり､利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示が必要となる｡ |  | 平11老企25第3の十の2の2(2) |
| 7構造等 | ① 特定施設は､利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第5項条例第242条第5項 |
|  | ※ 段差の解消､廊下の幅の確保等の配慮がなされているものをいうこと｡ |  | 平11老企25第3の十の2(4) |
|  | ② 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所が2階以上の階にある場合は､ｴﾚﾍﾞｰﾀｰを1以上設けていますか｡ ｴﾚﾍﾞｰﾀｰは､1台を寝台利用が可能なものとするなど､要介護者の状態の悪化に対応できる設備･構造になっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第6項条例第242条第6項 |
|  | ③ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220条第7項条例第242条第7項 |
|  | ④ 特定施設の構造設備の基準については､建築基準法及び消防法の定めるところによっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第220号第8項条例第242条第8項 |
| 8介護予防特定施設入居者生活介護事業者の設備基準 | ※ 介護予防特定施設入居者生活介護事業者が特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け､かつ､特定施設入居者生活介護の事業及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては､特定施設入居者生活介護の設備基準を満たすことをもって､介護予防特定施設入居者生活介護における当該基準を満たしているものとみなすことができます｡ |  | 法第115条の4第2項条例第220条第9項条例第242条第8項 |
| 第5 運営に関する基準 |
| 9内容及び手続きの説明及び契約の締結等★ | 一般型 |  |  |
| ① あらかじめ､入居申込者又はその家族に対し､運営規程の概要､従業者の勤務の体制､利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い､入居及びｻｰﾋﾞｽの提供に関する契約を文書により締結していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第221条第1項 |
|  | ※ ｢入居申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資すると認められる重要事項｣とは､以下の項目等です｡ ｱ 運営規程の概要 ｲ 従業者の勤務の体制 ｳ 介護居室､一時介護室､浴室､食堂及び機能訓練室の概要 ｴ 要介護状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護ｻｰﾋﾞｽの内容 ｵ 利用料の額及びその改定の方法 ｶ 事故発生時の対応等 |  | 平11老企25第3の十の3(1) |
|  | ※ わかりやすい説明書やﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い､同意を得なければなりません｡ |  |  |
|  | ※ 契約書においては､少なくとも､介護ｻｰﾋﾞｽの内容及び利用料その他費用の額､契約解除の条件を記載するものとします｡ なお､介護予防特定施設入居者生活介護の指定を併せて受ける場合にあっては､特定施設入居者生活介護事業と介護予防特定施設入居者生活介護の契約について別の契約書とすることなく､1つの契約書によることができます｡ |  |  |
|  | ※ 従業者の｢員数｣は日々変わりうるものであるため､業務負担軽減等の観点から､重要事項を記した文書に記載する場合､人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において､｢○人以上｣と記載することも差し支えない｡ |  |  |
|  | ② ①の契約において､入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第221条第2項 |
|  | ③ より適切な特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては､利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ①の契約に係る文書に明記していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第221条第3項 |
|  | 外部型 |  |  |
|  | ① あらかじめ､入居申込者又はその家族に対し､運営規程の概要､従業者の勤務の体制､外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者の業務の分担の内容､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者及び受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が受託居宅ｻｰﾋﾞｽの事業を行う事業所(｢受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業所｣)の名称､受託居宅ｻｰﾋﾞｽの種類､利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い､入居(養護老人ﾎｰﾑに入居する場合は除く｡)及び外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第243条第1項 |
|  | ※ ｢入居申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資すると認められる重要事項｣とは､｢運営規程の概要｣､｢従業者の勤務の体制｣､｢外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者の業務の分担の内容｣､｢受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者及び受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業所の名称並びに居宅ｻｰﾋﾞｽ事業所の種類｣､｢居室､浴室及び食堂の概要｣､｢要介護状態区分又は要支援の区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護ｻｰﾋﾞｽの内容｣､｢安否確認の方法及び手順｣､｢利用料の額及びその改定の方法｣､｢事故発生時の対応｣等である｡ |  | 平11老企25第3の十の23(1) |
|  | ※ 契約書においては､少なくとも､介護ｻｰﾋﾞｽの提供の方法､利用料その他費用の額､契約解除の条件を記載するものとする｡ |  |  |
|  | ② ①の契約において､入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはいませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第243条第2項 |
|  | ③ より適切な外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては､利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きをあらかじめ①の契約に係る文書に明記していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第243条第3項 |
|  | 共通 |  |  |
|  | ④ 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には､文書の交付に代えて､当該利用申込者又はその家族の承諾を得て､当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において｢電磁的方法｣という｡)により提供していますか(この場合において､事業者は当該文書を交付したものとみなす｡)｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第8条第2項 |
|  |  (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちｱ又はｲに掲げるもの ｱ 事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し､受信者の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙに記録する方法 ｲ 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し､当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては､事業者の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙにその旨を記録する方法) |  |  |
|  |  (2) 磁気ﾃﾞｨｽｸ､ｼｰ･ﾃﾞｨｰ･ﾛﾑその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するﾌｧｲﾙに重要事項を記録したものを交付する方法 |  |  |
|  | ※ ②に掲げる方法は､利用申込者又はその家族がﾌｧｲﾙへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない｡ |  | 条例準用第8条第3項 |
|  | ※ ｢電子情報処理組織｣とは､事業者の使用に係る電子計算機と､利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう｡ |  | 条例準用第8条第4項 |
|  | ※ 重要事項を提供しようとするときは､あらかじめ､当該利用申込者又はその家族に対し､その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し､文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない｡ (1) ②に規定する方法のうち事業者が使用するもの (2) ﾌｧｲﾙへの記録の方式 |  | 条例準用第8条第5項 |
|  | ※ 上記承諾を得た事業者は､当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは､当該利用申込者又はその家族に対し､重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない｡ただし､当該利用申込者又はその家族が再び上記承諾をした場合は､この限りでない｡ |  | 条例準用第8条第6項 |
| 10特定施設入居者生活介護の提供の開始等 | ① 正当な理由なく入居者に対するｻｰﾋﾞｽの提供を拒んではいませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第222条第1項 |
| ② 入居者が特定施設入居者生活介護に代えて当該特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護ｻｰﾋﾞｽを利用することを妨げてはいませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第222条第2項 |
|  | ※ 入居者が当該特定施設入居者生活介護事業者から特定施設入居者生活介護を受けることに同意できない場合もあること等から設けたものです｡ |  | 平11老企25第3の十の3(2) |
| ③ 入居申込者又は入居者が入院治療を要する者であること等､入居者等に対し自ら必要なｻｰﾋﾞｽを提供することが困難であると認めた場合は､適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第222条第3項 |
|  | ④ ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､利用者の心身の状況､その置かれている環境等の把握に努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第222条第4項 |
| 11受給資格等の確認 | ① ｻｰﾋﾞｽの提供を求められた場合は､その者の提示する被保険者証によって､被保険者資格､要介護認定の有無及び認定の有効期間を確かめていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第11条 |
| ★ | ② 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは､その意見に配慮して､ｻｰﾋﾞｽを提供するように努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第11条 |
| 12要介護認定の申請に係る援助 | ① 利用申込者の要介護認定の申請が行われていない場合は､当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第12条 |
| ② 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは､要介護認定の更新の申請が､遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう､必要な援助を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第12条 |
| 13ｻｰﾋﾞｽの提供の記録 | ① ｻｰﾋﾞｽの開始に際しては､当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を､ｻｰﾋﾞｽの終了に際しては､当該終了の年月日を､利用者の被保険者証に記載していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第224条第1項 |
| ★ | ※ 特定施設入居者生活介護の提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅ｻｰﾋﾞｽ､地域密着型ｻｰﾋﾞｽ及び施設ｻｰﾋﾞｽについて保険給付を受けることができないことを踏まえ､他の居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者等が当該利用者が特定施設入居者生活介護の提供を受けていることを確認できるよう､事業者は､ｻｰﾋﾞｽの開始に際しては当該開始の年月日及び入居している特定施設の名称を､ｻｰﾋﾞｽの終了に際しては当該終了の年月日を､利用者の被保険者証に記載しなければなりません｡ |  | 平11老企25第3の十の3(4) |
|  | ② ｻｰﾋﾞｽを提供した際には､提供した具体的なｻｰﾋﾞｽの内容等を記録していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第224条第2項 |
| 14利用料等の受領★ | ① 法定代理受領ｻｰﾋﾞｽに該当するｻｰﾋﾞｽを提供した際には､その利用者から利用料の一部として､当該ｻｰﾋﾞｽに係る居宅介護ｻｰﾋﾞｽ費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護ｻｰﾋﾞｽ費の額を控除して得た額の支払を受けていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第225条第1項 |
|  | ※ 法定代理受領ｻｰﾋﾞｽとして提供される特定施設入居者生活介護についての利用者負担として､居宅介護ｻｰﾋﾞｽ費用基準額又は居宅支援ｻｰﾋﾞｽ費用基準額の1割､2割又は3割(法の規定により保険給付の率が異なる場合については､それに応じた割合)の支払を受けなければならないことを規定したものです｡ |  | 平11老企25準用第3の1の3(10)① |
|  | ② 法定代理受領ｻｰﾋﾞｽに該当しないｻｰﾋﾞｽを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と､当該ｻｰﾋﾞｽに係る居宅介護ｻｰﾋﾞｽ費用基準額との間に､不合理な差額が生じないようにしていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第225条第2項 |
|  | ※ 一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはいけません｡ |  | 平11老企25準用第3の1の3(10)② |
|  | ③ ①②の支払のほか､次の費用の額以外の支払を利用者から受けていませんか｡ ｱ 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用 ｲ おむつ代 ｳ 特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち､日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって､その利用者に負担させることが適当と認められるもの | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第225条第3項 |
|  | ※ ｱ又はｳの費用については､以下の各通知に基づき適切に取り扱ってください｡【ｱの費用】 特定施設入居者生活介護事業者が受領する介護保険の給付対象外の介護ｻｰﾋﾞｽ費用について(平成12年3月30日老企第52号)【ｳの費用】 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成12年3月30日老企第54号) |  | 平11老企52平11老企54 |
|  | ※ 保険給付の対象となっているｻｰﾋﾞｽと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません｡ |  | 平11老企25第3の十の3(5)② |
|  | ④ ③のｱ~ｳの費用の額に係るｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､あらかじめ､利用者又はその家族に対し､当該ｻｰﾋﾞｽの内容及び費用について説明を行い､利用者の同意を得ていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第225条第4項 |
|  | ⑤ 特定施設入居者生活介護その他のｻｰﾋﾞｽの提供に要した費用につき､その支払を受ける際､当該支払をした利用者に対し､厚生労働省令(施行規則第65条)で定めるところにより､領収証を交付していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第41条第8項 |
| 15保険給付の請求のための証明書の交付 |  法定代理受領ｻｰﾋﾞｽに該当しないｻｰﾋﾞｽに係る利用料の支払を受けた場合は､提供したｻｰﾋﾞｽ内容､費用の額その他必要と認められる事項を記載したｻｰﾋﾞｽ提供証明書を利用者に交付していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第21条 |
| 16特定施設入居者生活介護の取扱方針★ | ① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう､認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて､日常生活に必要な援助を妥当適切に行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第1項 |
| ② 特定施設入居者生活介護は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画に基づき､漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第2項 |
| ③ ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､懇切丁寧を旨とし､利用者又はその家族から求められたときは､ｻｰﾋﾞｽの提供方法等について､理解しやすいように説明を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第3項 |
|  | ④ 特定施設入居者生活介護の提供に当たっては､当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き､身体的拘束等を行ってはいませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第4項 |
|  | 〔身体的拘束禁止の対象となる具体的行為〕ｱ 徘徊しないように､車いすやいす､ﾍﾞｯﾄﾞに体幹や四肢をひも等で縛る｡ｲ 転落しないように､ﾍﾞｯﾄﾞに体幹や四肢をひも等で縛る｡  ｳ 自分で降りられないように､ﾍﾞｯﾄﾞの柵(ｻｲﾄﾞﾚｰﾙ)で囲む｡ｴ 点滴･経管栄養等のﾁｭｰﾌﾞを抜かないように､四肢をひも等で縛る｡ｵ 点滴･経管栄養等のﾁｭｰﾌﾞを抜かないように､または皮膚をかきむしらないように､手指の機能を制限するﾐﾄﾝ型の手袋等をつける｡ |  | 身体拘束ｾﾞﾛへの手引き |
|  | ｶ 車いすやいすからずり落ちたり､立ち上がったりしないように､Y字型拘束帯や腰ﾍﾞﾙﾄ､車いすﾃｰﾌﾞﾙをつける｡ ｷ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する｡ ｸ 脱衣やおむつはずしを制限するために､介護衣(つなぎ服)を着せる｡ｹ 他人への迷惑行為を防ぐために､ﾍﾞｯﾄﾞなどに体幹や四肢をひも等で縛る｡ ｺ 行動を落ち着かせるために､向精神薬を過剰に服用させる｡ ｻ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する｡ |  |  |
|  | ⑤ 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には､その内容等について入所者又はその家族に対してできる限り詳細に説明し､十分な理解を得るよう努めるとともに､身体的拘束等を行った場合は､その態様及び時間､その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第5項 |
|  | ※ 緊急やむを得ず身体的拘束を行った場合には､｢身体拘束ｾﾞﾛへの手引き｣に例示されている｢緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察･再検討記録｣などを参考にして､利用者の日々の心身の状態等の観察､拘束の必要性や方法に係わる再検討を行うごとに逐次その記録を加えるとともに､従業者間､家族等関係者の間で直近の情報を共有すること｡ |  | 平13老発155-6 |
|  | ※ ｢身体拘束ｾﾞﾛへの手引き｣に例示されている｢緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書｣などを参考にして､文書により家族等にわかりやすく説明し､原則として拘束開始時かそれ以前に同意を得ること｡ |  | 平13老発155の6の(1)(2) |
|  | ※ 上記の説明書について､次の点について適切に取り扱い､作成及び同意を得ること｡ ｱ 拘束の三要件(切迫性､非代替性､一時性)の1つのみに○がついていないか｡ ｲ 拘束期間の｢解除予定日｣が空欄になっていないか｡ ｳ 説明書(基準に定められた身体拘束の記録)の作成日が拘束開始日より遅くなっていないか｡ |  |
|  | ※ 身体的拘束は､入所者の生命等が危険にさらされる可能性が著しく高い場合など､やむなく緊急かつ一時的に行われるものです｡ 市では身体的拘束は､本人の人権の制限という面があるため､説明書の説明･同意については､原則として事前又は開始時に家族等の了解を得るよう指導しています｡ このため､拘束を開始する際､電話等で家族等に連絡が取れない場合は､連絡を試みた旨について､説明書上等に記録するようにしてください｡ |  |  |
|  | ※ 管理者及び従業者は､身体的拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持つこと｡ |  | 平13老発1552･3 |
|  | ⑥ ｢身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体的拘束適正化検討委員会)｣(ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡)を設置し､3月に1回以上開催していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第6項第1号 |
|  | ⑦ 委員会を開催した結果について､介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第6項第1号 |
|  | ※ ｢身体的拘束適正化検討委員会｣とは､身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり､幅広い職種(例えば､施設長(管理者)､看護職員､介護職員､生活相談員)により構成する｡構成ﾒﾝﾊﾞｰの責務及び役割分担を明確にするとともに､専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である｡ |  | 平11老企25第3の十の3(5)② |
|  |  なお､身体的拘束適正化検討委員会は､関係する職種､取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合､これと一体的に設置･運営することとして差し支えない｡身体的拘束適正化検討委員会の責任者はｹｱ全般の責任者であることが望ましい｡また､身体的拘束適正化検討委員会には､第三者や専門家を活用することが望ましく､その方策として､精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる｡ また､身体的拘束適正化検討委員会は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡この際､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |  |  |
|  |  指定特定施設が､報告､改善のための方策を定め､周知徹底する目的は､身体的拘束等の適正化について､施設全体で情報共有し､今後の再発防止につなげるためのものであり､決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である｡具体的には､次のようなことを想定している｡ |  |  |
|  |  (a) 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること｡ |  |  |
|  |  (b) 介護職員その他の従業者は､身体的拘束等の発生ごとにその状況､背景等を記録するとともに､(a)の様式に従い､身体的拘束等について報告すること｡ |  |  |
|  |  (c) 身体的拘束適正化検討委員会において､(b)により報告された事例を集計し､分析すること｡ |  |  |
|  |  (d) 事例の分析に当たっては､身体的拘束等の発生時の状況等を分析し､身体的拘束等の発生原因､結果等をとりまとめ､当該事例の適正性と適正化策を検討すること｡ |  |  |
|  |  (e) 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること｡ |  |  |
|  |  (f) 適正化策を講じた後に､その効果について評価すること｡ |  |  |
|  | ⑧ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備し､以下の内容を盛り込んでいますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第6項第2号 |
|  | ※ ｢身体的拘束等の適正化のための指針｣に盛り込むべき内容｣ (a) 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 (b) 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する 事項 (c) 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 (d) 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 (e) 身体的的拘束等発生時の対応に関する基本方針 (f) 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 (g) その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 |  | 平11老企25第3の十の3(5)③ |
|  | ⑨ 介護職員その他の従業者に対し､身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回以上)に実施していますか｡ また､新規採用時には身体的拘束等の適正化の研修を実施していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第6項第3号 |
|  | ※ 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては､身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及･啓発するとともに､当該指定特定施設における指針に基づき､適正化の徹底を行うものとします｡ 職員教育を組織的に徹底させていくためには､当該指定特定施設が指針に基づいた研修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを作成し､定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに､新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です｡また､研修の実施内容についても記録することが必要です｡研修の実施は､職員研修施設内での研修で差し支えありません｡ |  | 平11老企25第3の十の3(5)④ |
|  | ⑩ 自ら提供するｻｰﾋﾞｽの質の評価を行い､常にその改善を図っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第7項 |
| 17特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の作成★ | ① 管理者は､計画作成担当者に特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の作成に関する業務を担当させていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第227条第1項 |
| ② 計画作成担当者は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の作成に当たっては､適切な方法により､利用者について､その有する能力､その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし､利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第227条第2項 |
|  | ③ 計画作成担当者は､利用者又はその家族の希望､利用者について把握された解決すべき課題に基づき､他の特定施設従業者と協議の上､ｻｰﾋﾞｽの目標及びその達成時期､ｻｰﾋﾞｽの内容並びにｻｰﾋﾞｽを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の原案を作成していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第227条第3項 |
|  | ※ 利用者に対するｻｰﾋﾞｽが総合的に提供されるよう､当該計画は､介護保険給付の対象とならない介護ｻｰﾋﾞｽに関する事項も含めたものとします｡なお､当該計画の作成及び実施に当たっては､利用者の希望を十分勘案するものとします｡ |  | 平11老企25第3の十の3(7) |
|  | 外部型のみ※ 計画作成担当者は､他の外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施従業者と受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者と協議の上､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の原案を作成することとする｡※ 受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者のｻｰﾋﾞｽ計画(訪問介護計画､訪問看護計画､通所介護計画､地域密着型通所介護計画等)は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画と整合が図られなければならないこと｡ |  | 平11老企25第3の十の2の3(6) |
|  | ④ 計画作成担当者は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の原案の内容について利用者又はその家族に説明し､文書により利用者の同意を得ていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第227条第4項平11老企25第3の十の3(7) |
|  | ⑤ 計画作成担当者は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画を作成した際には､当該計画を利用者に交付していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第227条第5項平11老企25第3の十の3(7) |
|  | ⑥ 計画作成担当者は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画作成後においても､他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより､当該計画の実施状況及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い､必要に応じて計画の変更を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第227条第6項 |
|  | ⑦ 計画作成担当者は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の変更を行う際にも ②から⑤に準じて取り扱っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第227条第7項 |
| 18介護★ | ① 介護は､利用者の心身の状況に応じ､利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう､適切な技術をもって行われていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第228条第1項 |
| 一般型 | ※ 介護ｻｰﾋﾞｽの実施に当たっては､利用者の人格に十分配慮するものとします｡ |  | 平11老企25第3の十の3(8)① |
|  | ② 自ら入浴が困難な利用者について､1週間に2回以上､適切な方法により､入浴させ､又は清しきを実施していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第228条第2項平11老企25第3の十の3(8)② |
|  | ③ 利用者の心身の状況に応じ､適切な方法により､排せつの自立について必要な援助を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第228条第3項 |
|  | ※ 利用者の心身の状況や排せつ状況などを基に自立支援を踏まえて､ﾄｲﾚ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとします｡ |  | 平11老企25第3の十の3(8)③ |
|  | ④ 利用者に対し､食事､離床､着替え､整容その他日常生活上の世話を適切に行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第228条第4項 |
|  | ※ 入居者の心身の状況や要望に応じて､1日の生活の流れに沿って､食事､離床､着替え､整容などの日常生活上の世話を適切に行わなければいけません｡ |  | 平11老企25第3の十の3(8)④ |
| 19機能訓練 |  利用者の心身の状況等を踏まえ､必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第158条 |
| 一般型 | ※ 日常生活及びﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ､行事の実施等に当たっても､その効果を配慮するものとします｡ |  | 平11老企25準用第3の八の3(8) |
| 20健康管理一般型 |  看護職員は､常に利用者の健康の状況に注意するとともに､健康保持のための適切な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第229条 |
| 21相談及び援助 |  常に利用者の心身の状況､その置かれている環境等の的確な把握に努め､利用者又はその家族に対し､その相談に適切に応じるとともに､利用者の社会生活に必要な支援を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第230条 |
|  | ※ 常時必要な相談及び社会生活に必要な支援を行いうる体制をとることにより､積極的に入居者の生活の向上を図ることを趣旨とするものです｡なお､社会生活に必要な支援とは､入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動､各種の公共ｻｰﾋﾞｽ及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談です｡ |  | 平11老企25第3の十の3(9) |
| 22利用者の家族との連携等 |  常に利用者の家族との連携を図るとともに､利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第231条 |
| ※ 利用者の生活及び健康の状況並びにｻｰﾋﾞｽの提供状況を家族に定期的に報告する等､常に利用者と家族の連携を図るとともに､当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族とが交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません｡ |  | 平11老企25第3の十の3(10) |
| 23利用者に関する市町村への通知 |  特定施設入居者生活介護を受けている利用者が､次のいずれかに該当する場合は､遅滞なく､意見を付してその旨を市町村に通知していますか｡ ｱ 正当な理由なしに特定施設入居者生活介護の利用に関する指示に従わないことにより､要介護状態の程度を増進させたと認められるとき ｲ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け､又は受けようとしたとき | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第26条 |
| ※ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により､要介護状態又はその原因となった事故を生じさせる等した者については､市町村が既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができるに鑑み､指定通所介護事業者が､その利用者に関し､保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければならない事由を列記したものです｡ |  | 平11老企25準用第3の一の3(15) |
| 24緊急時等の対応★ |  ｻｰﾋﾞｽ提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は､速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第54条 |
|  | ※ 特定施設入居者生活介護従業者が現にｻｰﾋﾞｽ提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は､運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ当該事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないこととしたものです｡ |  | 平11老企25準用第3の二の3(3) |
|  |  ｱ 協力医療機関は､事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること｡ ｲ 緊急時において円滑な協力を得るため､当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと｡ |  |  |
| 25管理者の責務 | ① 管理者は､従業者の管理及びｻｰﾋﾞｽの利用申込みに係る調整､業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第55条 |
| ② 管理者は､従業者に､｢運営に関する基準｣を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第55条 |
| 26運営規程★ |  特定施設ごとに､次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下､｢運営規程｣という｡)を定めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第232条条例第245条 |
|  |  ｱ 事業の目的及び運営の方針 ｲ 従業者の職種､員数及び職務内容 ｳ 入居定員及び居室数 |  | 平11老企25第3の十の3(10) |
|  |  ｴ 特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ｵ 入居一時金の取扱い ｶ 一般型 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続 外部型 受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者及び受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業所の名称及び所在地 ｷ 外部型利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続き ｸ 施設の利用に当たっての留意事項 ｹ 退居に関する留意事項 ｺ 緊急時等における対応方法  ｻ 非常災害対策 ｼ 個人情報の取扱い ｽ 虐待の防止のための措置に関する事項 ｾ その他運営に関する重要事項 |  |  |
|  | ※ ｢従業者の職種､員数及び職務の内容｣は､従業者の｢員数｣は日々変わりうるものであるため､業務負担軽減等の観点から､規程を定めるに当たっては､人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において､｢○人以上｣と記載することも差し支えない｡ |  | 平11老企25準用第3の一の3(19) |
|  | ※ 一般型｢特定施設入居者生活介護の内容｣については､入浴の介護の1週間における回数等のｻｰﾋﾞｽの内容を指すこと｡また､｢利用料｣としては､法定代理受領ｻｰﾋﾞｽである特定施設入居者生活介護に係る利用料(1割､2割又は3割負担)及び法定代理受領ｻｰﾋﾞｽでない特定施設入居者生活介護の利用料を､｢その他の費用の額｣としては､居宅基準第182条第3項により徴取が認められている費用の額及び必要に応じてその他のｻｰﾋﾞｽに係る費用の額を規定するものであること｡※ 外部型｢外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護の内容｣については､利用者の安否の確認､生活相談､計画作成の方法等を指すものであること｡ |  |  |
|  | ※ ｢施設の利用に当たっての留意事項｣は､利用者がｻｰﾋﾞｽの提供を受ける際の､利用者側が留意すべき事項(入居生活上のﾙｰﾙ､設備の利用上の留意事項等)を指すものであること｡ |
| ※ ｢非常災害対策｣は､｢項目 非常災害対策｣に示す非常災害に関する具体的計画を指すものであること｡ |
| ※ ｢虐待の防止のための措置に関する事項｣は､虐待の防止に係る､組織内の体制(責任者の選定､従業者への研修方法や研修計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下｢虐待等｣という｡)が発生した場合の対応方法等を指す内容であること(以下､他のｻｰﾋﾞｽ種類についても同趣旨｡)｡※ 令和6月3月31日までは努力義務(令和6年4月1日より義務化) |
| ※ 一般型｢その他運営に関する重要事項｣には､当該事業所の看護職員又は介護職員を､それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を指すこと｡また､当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き等について定めておくことが望ましい｡※ 外部型｢その他運営に関する重要事項｣には､従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めておくこと｡利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい｡ |
| ※ 同一事業者が同一敷地内にある事業所において､複数のｻｰﾋﾞｽ種類について事業者指定を受け､それらの事業を一体的に行う場合においては､運営規程を一体的に作成することも差し支えない｡ |  |
| 27勤務体制の確保等★ | ① 利用者に対し､適切な特定施設入居者生活介護その他のｻｰﾋﾞｽを提供できるよう､従業者の勤務の体制を定めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第233条第1項 |
| ※ 従業者の日々の勤務時間､常勤･非常勤の別､管理者との兼務関係､機能訓練指導員との兼務関係､計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしてください｡ |  | 平11老企25第3の十の3の(12)① |
| ※ 直接処遇職員を基準の員数しか配置していない場合に､管理者が当該業務を兼務で補うことは､管理上支障があると考えられるため､そのような勤務体制は認められません｡ |
|  | ② 特定施設の従業者によってｻｰﾋﾞｽを提供していますか｡ (ただし､当該特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は､この限りではありません｡) | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第233条第2項 |
|  | ※ 特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を他の事業者(以下｢受託者｣という｡)に行わせる特定施設入居者生活介護事業者(以下｢委託者｣という｡)は､当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため､当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければなりません｡この場合において､委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させてはなりません｡  なお､給食､警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務についてはこの限りではありません｡ |  | 平11老企25第3の十の3(12)②③④⑤ |
|  |  ｱ 当該委託の範囲  ｲ 当該委託に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件  ｳ 受託者の従業者により当該委託業務が特定施設入居者生活介護の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨  ｴ 委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨  ｵ 委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め､所要の措置を講じるようｴの指示を行った場合において､当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨  ｶ 受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在  ｷ その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 また､委託者は､ｳ及びｵの確認の結果の記録を作成しなければなりません｡そして､当該記録は2年間保存しなければなりません｡ なお､委託者が行うｴの指示は､文書により行わなければなりません｡ |  |  |
|  | ③ 上記②のただし書により､特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合は､当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し､その結果等を記録していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第233条第3項 |
|  | ④ 従業者の資質の向上のために､研修の機会を確保していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第233条第4項 |
|  その際､当該指定特定施設入居者生活介護事業者は､全ての特定施設従業者(看護師､准看護師､介護福祉士､介護支援専門員､法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く｡)に対し､認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | ※ 事業所の従業者の質の向上を図るため､研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること｡ |  | 平11老企25準用第3の二の3(6)③ |
|  | ※ 介護ｻｰﾋﾞｽ事業者に､介護に直接携わる職員のうち､医療･福祉関係の資格を有さない者について､認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり､これは､介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ､認知症についての理解の下､本人主体の介護を行い､認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること｡ |  | 平11老企25準用第3の二の3(6)③ |
|  |  当該義務付けの対象とならない者は､各資格のｶﾘｷｭﾗﾑ等において､認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし､具体的には､同条第3項において規定されている看護師､准看護師､介護福祉士､介護支援専門員､実務者研修修了者､介護職員初任者研修修了者､生活援助従事者研修修了者に加え､介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程･二級課程修了者､社会福祉士､医師､歯科医師､薬剤師､理学療法士､作業療法士､言語聴覚士､精神保健福祉士､管理栄養士､栄養士､あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ師､はり師､きゅう師等とする｡ なお､当該義務付けの適用に当たっては､令和3年改正省令附則第5条において､3年間の経過措置を設けており､令和6年3月31日までの間は､努力義務とされている｡事業者は､令和6年3月31日までに医療･福祉関係資格を有さない全ての従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない｡また､新規採用､中途採用を問わず､事業所が新たに採用した従業者(医療･福祉関係資格を有さない者に限る｡)に対する当該義務付けの適用については､採用後1年間の猶予期間を設けることとし､採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする(この場合についても､令和6年3月31日までは努力義務で差し支えない)｡ |  |  |
|  | ⑤ 適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から､職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第233条第5項 |
|  | ※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113 号)第11 条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41 年法律第132 号)第30 条の2第1項の規定に基づき､事業主には､職場におけるｾｸｼｭｱﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄやﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ(以下｢職場におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄ｣という｡)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ､規定したものである｡事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については､次のとおりとする｡なお､ｾｸｼｭｱﾙﾊﾗｽﾒﾝﾄについては､上司や同僚に限らず､利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること｡ |  | 平11老企25準用第3の一の3(21)④ |
|  |  ｲ 事業主が講ずべき措置の具体的内容 事業主が講ずべき措置の具体的な内容は､事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号｡以下｢ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ指針｣という｡)において規定されているとおりであるが､特に留意されたい内容は以下のとおりである｡ |  |  |
|  |  a 事業主の方針等の明確化及びその周知･啓発 職場におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄの内容及び職場におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄを行ってはならない旨の方針を明確化し､従業者に周知･啓発すること｡ b 相談(苦情を含む｡以下同じ｡)に応じ､適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により､相談への対応のための窓口をあらかじめ定め､労働者に周知すること｡ |  |  |
|  |  なお､ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については､女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24 号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30 条の2第1項の規定により､中小企業(資本金が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業)は､令和4年4月1日から義務化となり､それまでの間は努力義務とされているが､適切な勤務体制の確保等の観点から､必要な措置を講じるよう努められたい｡ |  |  |
|  |  ﾛ 事業主が講じることが望ましい取組について ﾊﾟﾜｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ指針においては､顧客等からの著しい迷惑行為(ｶｽﾀﾏｰﾊﾗｽﾒﾝﾄ)の防止のために､事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として､①相談に応じ､適切に対応するために必要な体制の整備､②被害者への配慮のための取組(ﾒﾝﾀﾙﾍﾙｽ不調への相談対応､行為者に対して1人で対応させない等)及び③被害防止のための取組(ﾏﾆｭｱﾙ作成や研修の実施等､業種･業態等の状況に応じた取組)が規定されている｡介護現場では特に､利用者又はその家族等からのｶｽﾀﾏｰﾊﾗｽﾒﾝﾄの防止が求められていることから､ｲ(事業主が講ずべき措置の具体的内容)の必要な措置を講じるにあたっては､｢介護現場におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄ対策ﾏﾆｭｱﾙ｣､｢(管理職･職員向け)研修のための手引き｣等を参考にした取組を行うことが望ましい｡この際､上記ﾏﾆｭｱﾙや手引きについては､以下の厚生労働省ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞに掲載しているので参考にされたい｡ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html) |  |  |
|  |  加えて､都道府県において､地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄ対策推進事業を実施している場合､事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから､事業主はこれらの活用も含め､介護事業所におけるﾊﾗｽﾒﾝﾄ対策を推進することが望ましい｡ |  |  |
| 28業務継続計画の策定等★ | ① 感染症や非常災害の発生時において､利用者に対するｻｰﾋﾞｽの提供を継続的に実施するための､及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下｢業務継続計画｣という｡)を策定し､当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第31条の2第1項 |
|  | ※ 指定特定施設入居者生活介護事業者は､感染症や災害が発生した場合にあっても､利用者が継続して指定特定施設入居者生活介護の提供を受けられるよう､業務継続計画を策定するとともに､当該業務継続計画に従い､特定施設従業者に対して､必要な研修及び訓練(ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ)を実施しなければならないこととしたものである｡なお､業務継続計画の策定､研修及び訓練の実施については､事業所に実施が求められるものであるが､他のｻｰﾋﾞｽ事業者との連携等により行うことも差し支えない｡また､感染症や災害が発生した場合には､従業者が連携し取り組むことが求められることから､研修及び訓練の実施にあたっては､全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい｡ なお､当該義務付けの適用に当たっては､令和3年改正省令附則第3条において､3年間の経過措置を設けており､令和6年3月31 日までの間は､努力義務とされている｡ |  | 平11老企25第3の十の3(12)① |
|  | ※ 業務継続計画には､以下の項目等を記載すること｡なお､各項目の記載内容については､｢介護施設･事業所における新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症発生時の業務継続ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣及び｢介護施設･事業所における自然災害発生時の業務継続ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣を参照されたい｡また､想定される災害等は地域によって異なるものであることから､項目については実態に応じて設定すること｡なお､感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない｡ ｲ 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築･整備､感染症防止に向けた取組の実施､備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携､濃厚接触者への対応､関係者との情報共有等) ﾛ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物･設備の安全対策､電気･水道等のﾗｲﾌﾗｲﾝが停止した場合の対策､必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準､対応体制等) c 他施設及び地域との連携 |  | 平11老企25第3の十の3(12)② |
|  | ② 特定施設従業者に対し､業務継続計画について周知するとともに､必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第31条の2第2項 |
|  | ※ 研修の内容は､感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに､平常時の対応の必要性や､緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする｡ 職員教育を組織的に浸透させていくために､定期的(年2回以上)な教育を開催するとともに､新規採用時には別に研修を実施すること｡また､研修の実施内容についても記録すること｡なお､感染症の業務継続計画に係る研修については､感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない｡ |  | 平11老企25第3の十の3(12)③ |
|  | ※ 訓練(ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ)においては､感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう､業務継続計画に基づき､事業所内の役割分担の確認､感染症や災害が発生した場合に実践するｹｱの演習等を定期的(年2回以上)に実施するものとする｡なお､感染症の業務継続計画に係る訓練については､感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない｡また､災害の業務継続計画に係る訓練については､非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない｡ 訓練の実施は､机上を含めその実施手法は問わないものの､机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である｡ |  | 平11老企25第3の十の3(12)④ |
|  | ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い､必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第31条の2第3項 |
| 29非常災害対策★ | ① 非常災害に関する具体的計画を立て､非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し､それらを定期的に従業者に周知するとともに､定期的に避難､救出その他必要な訓練を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第165条第1項 |
|  | ※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定､関係機関への通報及び連携体制の整備､避難､救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません｡ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは､火災等の災害時に､地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに､日頃から消防団や地域住民との連携を図り､火災等の際に消火･避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです｡ |  | 平11老企25準用第3の六の3(7) |
|  |  なお､｢非常災害に関する具体的計画｣とは､消防法施行規則第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む｡)及び風水害､地震等の災害に対処するための計画をいいます｡計画の策定にあたっては､ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟ等を確認するなどしてください｡ この場合､消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は､消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします｡また､防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては､防火管理について責任者を定め､その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします｡ |  |  |
|  | ※ 避難場所の確保､避難方法等ﾏﾆｭｱﾙなどで周知徹底してください｡※ 浸水等風水害時の対応についての体制を整備してください｡(洪水ﾊｻﾞｰﾄﾞﾏｯﾌﾟが配布されている場合は参考にしてください)※ ｢土砂災害警戒区域｣､｢地すべり危険個所｣等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は､連絡･避難体制について市町村と十分な調整を行ってください｡ |  |  |
|  | ② 利用者の避難時の態様､職員の反省点などを含め､訓練の記録を作成し､次回の訓練等に活用していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
| ※ 訓練を実施した場合は､職員の反省事項､利用者の行動･様子などを含め訓練の都度実施記録を作成し､次回以降の訓練の参考にしてください｡ 特に､夜勤専門の職員がいる場合は､夜間又は夜間想定の訓練の際に可能な限り参加させ､他の職員との役割分担を明確にする必要があります｡ |
|  | ③ ①に規定する訓練の実施に当たって､地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第165条第2項 |
|  | ※ 避難､救出その他の訓練の実施に当たって､できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり､そのためには､日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど､訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である｡訓練の実施に当たっては､消防関係者の参加を促し､具体的な指示を仰ぐなど､より実効性のあるものとすること｡ |  | 平11老企25準用第3の六の3(7)② |
|  | ④ 利用者の特性に応じ､食糧その他の非常災害時において必要となる物資の備蓄に努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第165条第3項 |
| 30衛生管理等★ | ① 利用者の使用する施設､食器その他の設備又は飲用に供する水について､衛生的な管理に努め､又は衛生上必要な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第110条第1項 |
|  | ※ 事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが､このほか､次の点に留意するものとする｡ |  |
|  |  ｲ 事業者は､食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について､必要に応じて保健所の助言､指導を求めるとともに､常に密接な連携を保つこと｡ ﾛ 特にｲﾝﾌﾙｴﾝｻﾞ対策､腸管出血性大腸菌感染症対策､ﾚｼﾞｵﾈﾗ症対策等については､その発生及びまん延を防止するための措置について､別途通知等が発出されているので､これに基づき､適切な措置を講じること｡ ﾊ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること｡ |  | 平11老企25準用第三の六の3(8)① |
|  |  二 洗所等の従業者共用のﾀｵﾙは､感染源のとして感染拡大の恐れがあるので､使用しないこと｡ |  |  |
|  | ② 当該事業所において感染症が発生し､又はまん延しないように､次に掲げる措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第110条第2項 |
|  | ※ 感染症が発生し､又はまん延しないように講ずるべき措置については､具体的には次のｲからﾊまでの取扱いとすること｡各事項について､同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが､他のｻｰﾋﾞｽ事業者との連携等により行うことも差し支えない｡ なお､当該義務付けの適用に当たっては､令和3年改正省令附則第4条において､3年間の経過措置を設けており､令和6年3月31日までの間は､努力義務とされている｡ |  | 平11老企25準用第三の十の3(13)② |
|  | (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡)をおおむね6月に1回以上開催するとともに､その結果について､従業者に周知徹底を図っていること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第110条第2項第1号 |
|  | 〔感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会〕 当該事業所における感染対策委員会であり､感染対策の知識を有する者を含む､幅広い職種により構成することが望ましく､特に､感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい｡構成ﾒﾝﾊﾞｰの責任及び役割分担を明確にするとともに､感染対策担当者を決めておくことが必要である｡感染対策委員会は､利用者の状況など事業所の状況に応じ､おおむね6月に1回以上､定期的に開催するとともに､感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある｡ 感染対策委員会は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡この際､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ なお､感染対策委員会は､他の会議体を設置している場合､これと一体的に設置･運営することとして差し支えない｡また､事業所に実施が求められるものであるが､他のｻｰﾋﾞｽ事業者との連携等により行うことも差し支えない｡ |  | 平11老企25準用第三の十の3(13)②ｲ |
|  | (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第110条第2項第2号 |
|  | 〔感染症の予防及びまん延の防止のための指針〕 当該事業所における｢感染症の予防及びまん延の防止のための指針｣には､平常時の対策及び発生時の対応を規定する｡ 平常時の対策としては､事業所内の衛生管理(環境の整備等)､ｹｱにかかる感染対策(手洗い､標準的な予防策)等､発生時の対応としては､発生状況の把握､感染拡大の防止､医療機関や保健所､市町村における事業所関係課等の関係機関との連携､行政等への報告等が想定される｡また､発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し､明記しておくことも必要である｡ なお､それぞれの項目の記載内容の例については､｢介護現場における感染対策の手引き｣を参照されたい｡ |  | 平11老企25準用第三の十の3(13)②ﾛ |
|  | (3) 事業所において通所介護従業者に対し､感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第110条第2項第3号 |
|  | 〔感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練〕 特定施設従業者に対する｢感染症の予防及びまん延の防止のための研修｣の内容は､感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及･啓発するとともに､当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なｹｱの励行を行うものとする｡ 職員教育を組織的に浸透させていくためには､当該事業所が定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに､新規採用時には感染対策研修を実施すること｡また､研修の実施内容についても記録することが必要である｡ なお､研修の実施は､厚生労働省｢介護施設･事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材｣等を活用するなど､事業所内で行うものでも差し支えなく､当該事業所の実態に応じ行うこと｡ また､平時から､実際に感染症が発生した場合を想定し､発生時の対応について､訓練(ｼﾐｭﾚｰｼｮﾝ)を定期的(年2回以上)に行うことが必要である｡訓練においては､感染症発生時において迅速に行動できるよう､発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき､事業所内の役割分担の確認や､感染対策をした上でのｹｱの演習などを実施するものとする｡ 訓練の実施は､机上を含めその実施手法は問わないものの､机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である｡ |  | 平11老企25準用第三の十の3(13)②ﾊ |
| 31掲示 |  特定施設の見やすい場所に､運営規程の概要､従業者の勤務の体制その他の利用申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第33条第1項 |
|  | ※ 運営規程の概要､従業者の勤務体制､事故発生時の対応､苦情処理の体制､提供するｻｰﾋﾞｽの第三者評価の実施状況(実施の有無､実施した直近の年月日､実施した評価機関の名称､評価結果の開示状況)等の利用申込者のｻｰﾋﾞｽの選択に資すると認められる重要事項を特定施設の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが､次に掲げる点に留意する必要がある｡ |  | 平11老企25準用第三の一の3(24)① |
|  |  ｲ 施設の見やすい場所とは､重要事項を伝えるべき介護ｻｰﾋﾞｽの利用申込者､利用者又はその家族に対して見やすい場所のことであること｡ ﾛ 従業者の勤務体制については､職種ごと､常勤･非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり､従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと｡ |  |  |
|  | ※ 重要事項を記載したﾌｧｲﾙ等を介護ｻｰﾋﾞｽの利用申込者､利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で施設内に備え付けることで掲示に代えることができる｡ |  | 条例準用第33条第2項平11老企25準用第三の一の3(24)② |
| 32秘密保持等★ | ① 従業者が､正当な理由がなく､その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第34条第1項 |
|  | ② 従業者であった者が､正当な理由がなく､その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう､必要な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第34条第2項 |
|  | ※ 従業者が､従業者でなくなった後においても､秘密を保持すべき旨を､従業者との雇用時等に取り決め､例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じなければなりません｡ |  | 平11老企25準用第3の一の3(25)② |
|  | ③ ｻｰﾋﾞｽ担当者会議等において､利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を､利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を､あらかじめ文書により得ていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第34条第3項 |
|  | ※ この同意は､ｻｰﾋﾞｽ提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです｡ |  | 平11老企25準用第3の1の3(25)③ |
| 33広告★ | ① 指定特定施設について広告をする場合(ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ､重要事項説明等の作成頒布等も含む｡)においては､その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第35条 |
| 34居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 |  居宅介護支援事業者又はその従業者に対し､利用者に対して特定の事業者によるｻｰﾋﾞｽを利用させることの対償として､金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第36条 |
| 35苦情処理★ | ① ｻｰﾋﾞｽに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために､苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第37条第1項 |
|  | ※ ｢必要な措置｣とは､相談窓口､苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし､利用申込者又はその家族にｻｰﾋﾞｽの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに､事業所に掲示すること等です｡ |  | 平11老企25準用第3の一の3(28)① |
|  | ② ①の苦情を受け付けた場合には､その内容等を記録していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第37条第2項 |
|  | ※ 利用者及びその家族からの苦情に対し､事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため､当該苦情(事業者が提供したｻｰﾋﾞｽとは関係ないものを除く｡)の受付日､その内容等を記録することを義務づけたものです｡ | 平11老企25準用第3の1の3(28)② |
|  | ③ 苦情がｻｰﾋﾞｽの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち､苦情の内容を踏まえ､ｻｰﾋﾞｽの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平11老企25準用第3の1の3(28)② |
|  | ④ 提供したｻｰﾋﾞｽに対する市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか｡また､利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに､指導又は助言を受けた場合においては､当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第37条第3項 |
| ⑤ 市町村からの求めがあった場合には､④の改善の内容を市町村に報告していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第37条第4項 |
|  | ⑥ 提供したｻｰﾋﾞｽに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに､指導又は助言を受けた場合においては､当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第37条第5項 |
|  | ⑦ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には､⑥の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第37条第6項 |
| 36協力医療機関等 | ① 利用者の病状の急変等に備えるため､あらかじめ､協力医療機関を定めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第234条第1項 |
| ② 協力医療機関のうち､1以上は市内の医療機関とするよう努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第234条第2項 |
|  | ③ あらかじめ､協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第234条第3項 |
|  | ※ 協力医療機関及び協力歯科医療機関は､特定施設から近距離にあることが望ましい｡ |  | 平11老企2第3の十の(14)① |
|  | ※ 利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため､協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくものとします｡ |  | 平11老企2第3の十の(14)② |
| 37地域との連携等 | ① 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第235条第1項 |
| ※ 地域に開かれた事業として行われるよう､地域の住民やﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません｡ | 平11老企25第3の十の3(15)① |
|  | ② 利用者からの苦情に関して､市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第235条第2項 |
|  | ※ 介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等､市町村との密接な連携に努めることを規定したものです｡ なお､｢市町村が実施する事業｣には､介護相談員派遣事業のほか､広く市町村が老人ｸﾗﾌﾞ､婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます｡ |  | 平11老企25第3の十の3(15)② |
| 38事故発生時の対応 | ① 利用者に対するｻｰﾋﾞｽの提供により事故が発生した場合は､市町村､当該利用者の家族､当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに､必要な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第39条第1項 |
| ★ | ② ①の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第39条第2項 |
|  | ③ 利用者に対するｻｰﾋﾞｽの提供により賠償すべき事故が発生した場合は､損害賠償を速やかに行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第39条第3項 |
|  | ※ 利用者が安心してｻｰﾋﾞｽの提供を受けられるよう､事故発生時の速やかな対応を規定したものである｡事業者は､利用者に対するｻｰﾋﾞｽの提供により事故が発生した場合は､市町村､当該利用者の家族､当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに､当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである｡ また､利用者に対するｻｰﾋﾞｽの提供により賠償すべき事故が発生した場合は､損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである｡ なお､事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は､2年間保存しなければならない｡ |  | 平11老企25準用第3の一の3(30) |
|  | ※ このほか､以下の点に留意するものとする｡ ① 利用者に対するｻｰﾋﾞｽ提供におり事故が発生した場合の対応方法については､あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと｡ ② 事業者は､賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため､損害賠償保険に加入しておくか､又は賠償資力を有することが望ましいこと｡ ③ 事業者は､事故が生じた際にはその原因を解明し､再発生を防ぐための対策を講じること｡ |  |  |
| 39虐待の防止 |  虐待の発生又はその再発を防止するため､次に掲げる措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第39条の2 |
| ★ | ※ 虐待の防止に関する事項について規定したものである｡虐待は､法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や､高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く､指定特定施設入居者生活介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない｡虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については､｢高齢者虐待の防止､高齢者の養護者に対する支援等に関する法律｣(平成17 年法律第124 号｡以下｢高齢者虐待防止法｣という｡)に規定されているところであり､その実効性を高め､入居者の尊厳の保持･人格の尊重が達成されるよう､次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする｡ |  | 平11老企25準用第3の十の3(16) |
|  |  〇虐待の未然防止 指定特定施設入居者生活介護事業者は高齢者の尊厳保持･人格尊重に対する配慮を常に心がけながらｻｰﾋﾞｽ提供にあたる必要があり､一般原則に位置付けられているとおり､研修等を通じて､従業者にそれらに関する理解を促す必要がある｡同様に､従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務･適切な対応等を正しく理解していることも重要である｡ 〇虐待等の早期発見 指定特定施設の従業者は､虐待等を発見しやすい立場にあることから､これらを早期に発見できるよう､必要な措置(虐待等に対する相談体制､市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい｡また､入居者及びその家族からの虐待等に係る相談､入居者から市町村への虐待の届出について､適切な対応をすること｡ 〇虐待等への迅速かつ適切な対応 虐待が発生した場合には､速やかに市町村の窓口に通報される必要があり､指定特定施設入居者生活介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ､市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする｡ 以上の観点を踏まえ､虐待等の防止･早期発見に加え､虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする｡ なお､当該義務付けの適用に当たっては､令和3年改正省令附則第2条において､3年間の経過措置を設けており､令和6年3月31 日までの間は､努力義務とされている｡ |  |  |
|  | ① 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡)を定期的に開催するとともに､その結果について､特定施設従業者に周知徹底を図ること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第39条の2第1号 |
|  | 〔虐待の防止のための対策を検討する委員会〕 ｢虐待の防止のための対策を検討する委員会｣(以下｢虐待防止検討委員会｣という｡)は､虐待等の発生の防止･早期発見に加え､虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり､管理者を含む幅広い職種で構成する｡構成ﾒﾝﾊﾞｰの責務及び役割分担を明確にするとともに､定期的に開催することが必要である｡また､虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい｡ 一方､虐待等の事案については､虐待等に係る諸般の事情が､複雑かつ機微なものであることが想定されるため､その性質上､一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず､個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である｡ なお､虐待防止検討委員会は､関係する職種､取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合､これと一体的に設置･運営することとして差し支えない｡また､施設に実施が求められるものであるが､他のｻｰﾋﾞｽ事業者との連携等により行うことも差し支えない｡ また､虐待防止検討委員会は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡この際､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |  | 平11老企25準用第3の十の3(16)① |
|  | ※ 虐待防止検討委員会は､具体的には､次のような事項について検討することとする｡その際､そこで得た結果(事業所における虐待に対する体制､虐待等の再発防止策等)は､従業者に周知徹底を図る必要がある｡ ｲ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること ﾛ 虐待の防止のための指針の整備に関すること ﾊ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ﾆ 虐待等について､従業者が相談･報告できる体制整備に関すること ﾎ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に､市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ﾍ 虐待等が発生した場合､その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ﾄ 前号の再発の防止策を講じた際に､その効果についての評価に関すること |  | 平11老企25準用第3の十の3(16)① |
|  | ② 施設における虐待の防止のための指針を整備すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第39条の2第2号 |
|  | 〔虐待の防止のための指針〕 指定特定施設入居者生活介護事業者が整備する｢虐待の防止のための指針｣には､次のような項目を盛り込むこととする｡ ｲ 施設における虐待の防止に関する基本的考え方 ﾛ 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項 ﾊ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ﾆ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ﾎ 虐待等が発生した場合の相談･報告体制に関する事項 ﾍ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ﾄ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ﾁ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ﾘ その他虐待の防止の推進のために必要な事項 |  | 平11老企25準用第3の十の3(16)② |
|  | ③ 施設において､特定施設従業者に対し､虐待の防止のための研修を定期的に実施すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第39条の2第3号 |
|  | 〔虐待の防止のための従業者に対する研修〕 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては､虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及･啓発するものであるとともに､当該指定特定施設における指針に基づき､虐待の防止の徹底を行うものとする｡ 職員教育を組織的に徹底させていくためには､当該指定特定施設入居者生活介護事業者が指針に基づいた研修ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑを作成し､定期的な研修(年2回以上)を実施するとともに､新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である｡ また､研修の実施内容についても記録することが必要である｡研修の実施は､施設内での研修で差し支えない｡ |  | 平11老企25準用第3の十の3(16)③ |
|  | ④ ①~③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第39条の2第4号 |
|  | 〔措置を適切に実施するための担当者〕 指定特定施設における虐待を防止するための体制として､①から③までに掲げる措置を適切に実施するため､専任の担当者を置くことが必要である｡当該担当者としては､虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい｡ |  | 平11老企25準用第3の十の3(16)④ |
| 40会計の区分 | ① 指定特定施設ごとに経理を区分するとともに､指定特定施設入居者生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例準用第40条 |
|  | ② 具体的な会計処理の方法については､厚生労働省から通知された｢介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)｣を参考として適切に行われていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平13老振発18 |
| 41記録の整備 | ① 従業者､設備､備品､会計及び受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者に関する諸記録(外部型のみ)に関する諸記録を整備していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第236条第1項条例第247条第1項 |
|  | ② 利用者に対するｻｰﾋﾞｽの提供に関する次の諸記録を整備し､その完結の日から2年間(ｲに掲げる記録にあっては､5年間)保存していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第236条第2項条例第247条第2項 |
|  |  ｱ 特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画 ｲ 提供した具体的なｻｰﾋﾞｽの内容等の記録 ｳ 身体的拘束等の態様及び時間､その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ｴ 業務委託の確認結果等の記録 ｵ 利用者に関する市町村への通知の記録  ｶ 利用者からの苦情の内容等の記録  ｷ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 ｸ 外部型のみ受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者から受けた報告に係る記録 ｹ 外部型のみ受託居宅ｻｰﾋﾞｽに係る業務の実施状況の確認結果等の記録 |  |  |
|  | ※ ｢その完結の日｣とは､上記記録(｢ｴ業務委託の確認結果等の記録｣を除く｡)については､個々の利用者につき､契約の終了(契約の解約･解除､他の施設への入所､利用者の死亡､利用者の自立を含む｡)により一連のｻｰﾋﾞｽ提供が終了した日､｢ｴ業務委託の確認結果等の記録｣については､指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合の当該事業の業務の実施状況について確認した日､｢ｹ受託居宅ｻｰﾋﾞｽに係る業務の実施状況の確認結果等の記録｣は､受託居宅ｻｰﾋﾞｽに係る業務の実施状況について確認した日を指すものとする｡ |  | 平11老企25準用第3の十の3(17)平11老企25第3の十の2の3(5) |
| 42電磁的記録等 | ① 指定居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者及び指定居宅ｻｰﾋﾞｽの提供に当たる者は､作成､保存その他これらに類するもののうち､この条例の規定において書面(書面､書類､文書､謄本､抄本､正本､副本､複本その他文字､図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう｡)で行うことが規定されている又は想定されるもの(｢受給資格等の確認｣(居宅基準条例第11条第1項(第41条の3､第46条､第58条､第62条､第78条､第88条､第97条､第112条､第114条､第134条､第145条､第168条(第181条において準用する場合を含む｡)､第181条の3､第188条､第204条(第216条において準用する場合を含む｡)､第237条､第248条､第263条､第265条及び前条において準用する場合を含む｡))及び｢ｻｰﾋﾞｽの提供の記録｣(第224条第1項(第248条において準用する場合を含む｡)並びに次項に規定するものを除く｡))については､書面に代えて､当該書面に係る電磁的記録(電子的方式､磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって､電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう｡)により行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第277条第1項 |
|  | 〔電磁的記録について〕※ 指定居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者及び指定居宅ｻｰﾋﾞｽの提供に当たる者等(以下｢事業者等｣という｡)の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため､事業者等は､基準条例で規定する書面(被保険者証に関するものを除く｡)の作成､保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる｡ |  | 平11老企25第5の1 |
|  |  ⑴ 電磁的記録による作成は､事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙに記録する方法または磁気ﾃﾞｨｽｸ等をもって調製する方法によること｡ ⑵ 電磁的記録による保存は､以下のいずれかの方法によること｡ ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙ又は磁気ﾃﾞｨｽｸ等をもって調製するﾌｧｲﾙにより保存する方法 ② 書面に記載されている事項をｽｷｬﾅ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたﾌｧｲﾙ又は磁気ﾃﾞｨｽｸ等をもって調製するﾌｧｲﾙにより保存する方法 |  |  |
|  |  ⑶ その他､電磁的記録により行うことができるとされているものは､⑴及び⑵に準じた方法によること｡ ⑷ また､電磁的記録により行う場合は､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣及び厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |  |  |
|  | ② 指定居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者及び指定居宅ｻｰﾋﾞｽの提供に当たる者は､交付､説明､同意､承諾､締結その他これらに類するもの(以下｢交付等｣という｡)のうち､この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては､当該交付等の相手方の承諾を得て､書面に代えて､電磁的方法(電子的方法､磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう｡)により行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第277条第2項 |
|  | 〔電磁的方法について〕※ 利用者及びその家族等(以下｢利用者等｣という｡)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から､事業者等は､書面で行うことが規定されている又は想定される交付等(交付､説明､同意､承諾､締結その他これに類するものをいう｡)について､事前に利用者等の承諾を得た上で､次に掲げる電磁的方法によることができる｡ ⑴ 電磁的方法による交付は､項目｢内容及び手続きの説明及び同意｣の規定に準じた方法によること｡ ⑵ 電磁的方法による同意は､例えば電子ﾒｰﾙにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること｡なお､｢押印についてのQ&A(令和2年6月19 日内閣府･法務省･経済産業省)｣を参考にすること｡ ⑶ 電磁的方法による締結は､利用者等･事業者等の間の契約関係を明確にする観点から､書面における署名又は記名･押印に代えて､電子署名を活用することが望ましいこと｡なお､｢押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府･法務省･経済産業省)｣を参考にすること｡ ⑷ その他､電磁的方法によることができるとされているものは､⑴から⑶までに準じた方法によること｡ただし､居宅基準若しくは予防基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては､当該定めに従うこと｡ また､電磁的方法による場合は､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣及び厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |  | 平11老企25第5の2 |
| 43受託居宅ｻｰﾋﾞｽの提供外部型のみ★ | (1) 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画に基づき､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者により､適切かつ円滑に受託居宅ｻｰﾋﾞｽが提供されるよう､必要な措置を講じていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第244条第1項 |
| ※ ｢必要な措置｣とは､例えば､外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設従業者及び受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業所の従業者による会議を開催し､利用者への介護ｻｰﾋﾞｽ提供等に係る情報伝達､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画作成に当たっての協議等を行うこと｡ |  | 平11老企25第3の十の2の3(2)① |
|  | (2) 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が受託居宅ｻｰﾋﾞｽを提供した場合にあっては､提供した日時､時間､具体的なｻｰﾋﾞｽの内容等を文書により報告させていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第244条第2項 |
|  | ※ 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者が､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者による介護ｻｰﾋﾞｽ提供の実施状況を把握するため､介護ｻｰﾋﾞｽ提供の日時､時間､具体的なｻｰﾋﾞｽの内容等を文書により報告させることとしたものである｡ |  | 平11老企25第3の十の2の3(2)② |
| 44受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者への委託外部型のみ★ | (1) 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者が､受託居宅ｻｰﾋﾞｽの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業所ごとに文書により行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 介護条例第246条第1項 |
| ※ 受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者に受託居宅ｻｰﾋﾞｽを委託する際は､次の点に留意するものとしてください｡ |  | 平11老企25第3の十の23(4)① |
| ① 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者は､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため､当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない｡ |  |  |
|  |  ｲ 当該委託の範囲 ﾛ 委託業務の実施に当たり遵守すべき条件 ﾊ 受託者の従業者により委託業務が居宅ｻｰﾋﾞｽ基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨 ﾆ 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者が委託業務に関し受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者に対し指示を行い得る旨 ﾎ 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者が委託業務に関し改善の必要を認め､所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において､当該措置が講じられたことを外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨 ﾍ 受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 ﾄ その他委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 |  |  |
|  | ② ①ﾊ及びﾎの確認の結果の記録を作成しなければならないこと｡ |  | 平11老企25第3の十の23(4)② |
|  | ③ ①ﾆの指示は､文書により行わなければならないこと｡ |  | 平11老企25第3の十の23(4)③ |
|  | ④ ①ﾊ及びﾎの記録を2年間保存しなければならないこと｡ |  | 平11老企25第3の十の23(4)④ |
|  | ⑤ 受託居宅(介護予防)ｻｰﾋﾞｽ事業者は､複数事業者とすることも可能であること｡ |  | 平11老企25第3の十の23(4)⑤ |
|  | ⑥ 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者は､事業の開始に当たっては､指定訪問介護､指定訪問看護､指定通所介護又は地域密着型通所介護のｻｰﾋﾞｽを提供する事業者と予め契約し､法第70条第1項及び施行規則第123条第1項により､当該受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者及び当該受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業所の名称及び所在地を記載した書類を市長に提出しなければならないこと｡ |  | 平11老企25第3の十の23(4)⑥ |
|  | (2) 受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者は､指定居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者､指定地域密着型ｻｰﾋﾞｽ事業者､通所介護相当ｻｰﾋﾞｽ事業者､訪問介護相当ｻｰﾋﾞｽ事業者になっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 介護条例第246条第2項 |
|  | (3) 受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が提供する受託居宅ｻｰﾋﾞｽの種類は､指定訪問介護､指定訪問入浴介護､指定訪問看護､指定訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ､指定通所介護､指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ､指定福祉用具貸与､指定地域密着型通所介護及び指定(介護予防)認知症対応型通所介護､通所介護相当ｻｰﾋﾞｽ､訪問介護相当ｻｰﾋﾞｽになっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 介護条例第246条第3項 |
|  | (4) 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者は､事業の開始に当たっては､指定訪問介護又は訪問介護相当ｻｰﾋﾞｽ､指定訪問看護及び指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は通所介護相当ｻｰﾋﾞｽを提供する事業者と､(1)に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 介護条例第246条第4項 |
|  | (5) 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者は､(3)に規定する受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が提供する受託居宅ｻｰﾋﾞｽのうち､(4)の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅ｻｰﾋﾞｽ以外のものについては､利用者の状況に応じて､(1)に規定する方法により､これらの提供に関する業務を委託する契約を締結していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 介護条例第246条第5項 |
|  | (6) 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者は､(3)の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者に委託する契約を締結する場合にあっては､市内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業所において受託居宅ｻｰﾋﾞｽが提供される契約を締結していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 介護条例第246条第6項 |
|  | (7) 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者は､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者に､業務について必要な管理及び指揮命令を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 介護条例第246条第7項 |
|  | ※ ｢業務について必要な指揮命令｣には､身体拘束等の禁止並びに秘密保持等､事故発生時の対応及び緊急時の対応において求められている内容が､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者の従業者によっても遵守されていることを確保することが含まれています｡ |  | 平11老企25第3の十の23(4)⑦ |
|  | (8) 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護事業者は､受託居宅ｻｰﾋﾞｽに係る業務の実施状況について定期的に確認し､その結果等を記録していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 介護条例第246条第8項 |
| 第6 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 |
| 45介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針 | ① 介護予防特定施設入居者生活介護は､利用者の介護予防に資するよう､その目標を設定し､計画的に行われていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第219条第1項 |
| ② 自らその提供するｻｰﾋﾞｽの質の評価を行うとともに､主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ､常にその改善を図っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第219条第2項 |
| ③ 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してｻｰﾋﾞｽの提供に当っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第219条第3項 |
|  | ④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるｻｰﾋﾞｽの提供に努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第219条第4項 |
|  | ⑤ 利用者とのｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝを十分に図ることその他の方法により､利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第219条第5項 |
| 46介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針★ | ① ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により､利用者の心身の状況､その有する能力､その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し､利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第220条第1号 |
| ※ 介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の作成に当たっては､主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により､利用者の状況を把握･分析し､ｻｰﾋﾞｽの提供によって解決すべき問題状況を明らかに(ｱｾｽﾒﾝﾄ)します｡ |  | 平11老企25第4の三の10(2)① |
|  | ② 計画作成担当者は､利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて､他の従業者と協議の上､ｻｰﾋﾞｽの目標及びその達成時期､当該目標を達成するための具体的なｻｰﾋﾞｽの内容､ｻｰﾋﾞｽを提供する上での留意点､ｻｰﾋﾞｽの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の原案を作成していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第220条第2号 |
|  | ※ 介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画は､次の内容等を明らかにしてください｡ ｱ 提供するｻｰﾋﾞｽの具体的内容 ｲ 所要時間 ｳ 日程※ 介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の様式については､事業所ごとに定めるもので差し支えありません｡  |  | 平11老企25第4の三の10(2)① |
|  | ③ 計画作成担当者は､介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の作成に当たっては､その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し､文書により利用者の同意を得ていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第220条第3号 |
|  | ④ 計画作成担当者は､介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画を作成した際には､当該計画を利用者に交付していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第220条第4号 |
| ⑤ ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画に基づき､利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第220条第5号 |
| ⑥ ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､懇切丁寧に行うことを旨とし､利用者又はその家族に対し､ｻｰﾋﾞｽの提供方法等について､理解しやすいように説明を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第220条第6号 |
|  | ⑦ 計画作成担当者は､他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより､介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画に基づくｻｰﾋﾞｽの提供の開始時から､当該計画に記載したｻｰﾋﾞｽの提供を行う期間が終了するまでに､少なくとも1回は､当該計画の実施状況の把握(ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ)を行うとともに､利用者についての解決すべき課題の把握を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第220条第7号 |
|  | ⑧ 計画作成担当者は､ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞの結果を踏まえ､必要に応じて介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の変更を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第220条第8号 |
|  | ⑨ ①から⑦までの規定は､⑧に規定する介護予防特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の変更について準用していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 予防条例第220条第9号 |
| 第7 業務管理体制の整備 |
| 47法令遵守等の業務管理体制の整備 |  業務管理体制を適切に整備し､関係行政機関に届け出ていますか｡◎法令遵守責任者の職名･氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職名･氏名 | 届出先 | 届出日 |
|  |  |  |
|  |  |  |

 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 法第115条の32第1項施行規則第140条の40 |
|  | 〔事業者が整備等する業務管理体制の内容〕◎ 事業所数が20未満 ･整備届出事項:法令遵守責任者 ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等 |  |  |
| ◎ 事業所数が20以上100未満 ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定 ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要 |
| ◎ 事業所数が100以上 ･整備届出事項:法令遵守責任者､法令遵守規定､業務執行監査の定期的実施 ･届出書の記載すべき事項:名称又は氏名､主たる事務所の所在地､代表者氏名等､法令遵守責任者氏名等､法令遵守規定の概要､業務執行監査の方法の概要 |
|  | ②　業務管理体制（法令等遵守）についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ③　業務管理体制（法令等遵守）について、具体的な取組を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※　行っている具体的な取組（例）のｱからｶを○で囲むとともに、ｶについては、その内容を御記入ください。 　ｱ 介護報酬の請求等のチェックを実施　ｲ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合、速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。　ｳ 利用者からの相談・苦情等に法令等違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。　ｴ 業務管理体制（法令等遵守）についての研修を実施している。　ｵ 法令遵守規程を整備している。　ｶ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　）　 |  |  |
|  | ④　業務管理体制（法令等遵守）の取組について、評価・改善活動を行っていますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
| 第8 介護給付費の算定及び取扱い |
| 48基本的事項(予防同様) | ① 費用の額は､平成12年厚生省告示第19号の別表｢指定居宅ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表｣(※)により算定されていますか｡(※)予防･･･平成18年厚生労働省告示第127号の別表｢指定介護予防ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表｣ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19一平18厚労告127一平18厚告127の一 |
|  | ② 費用の額は､｢厚生労働大臣が定める1単位の単価｣に10.27を乗じて算定されていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19二平18厚労告127二 |
|  | ③ 1単位の単価に所定単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは､その端数金額は切り捨てて計算されていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19三平18厚労告127三 |
|  | ※ 入所等の日数の数え方についてｱ 原則として､入所等した日及び退所等した日の両方を含む｡ｲ ただし､同一敷地内における短期入所生活介護事業所､短期入所療養介護事業所､認知症対応型共同生活介護事業所､特定施設又は介護保険施設(以下｢介護保険施設等｣という｡)の間で､又は隣接若しくは近接する敷地における介護保険施設等であって相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものの間で､利用者等が一の介護保険施設等から退所等をしたその日に他の介護保険施設等に入所等する場合については､入所等の日は含み､退所等の日は含まれない｡ｳ 介護保険施設等を退所等したその日に当該介護保険施設等と同一敷地内にある病院若しくは診療所の医療保険適用病床又は当該介護保険施設等と隣接若しくは近接する敷地における医療保険適用病床であって当該介護保険施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われているものに入院する場合は､介護保険施設等においては退所等の日は算定されず､また､同一敷地内の医療保険適用病床を退院したその日に介護保険施設等に入所等する場合は ､介護保険施設等においては入所等の日は算定されない｡ |  | 平12老企40第2の1(5) |
| 49所定単位数の算定 |  特定施設において､特定施設入居者生活介護を行った場合に､利用者の要介護状態区分に応じて､それぞれ所定単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19平18厚労告127別表の10の注1 |
| 50他の居宅ｻｰﾋﾞｽ及び地域密着型ｻｰﾋﾞｽの利用について | ① 特定施設入居者生活介護を算定した月において､他の居宅ｻｰﾋﾞｽ及び地域密着型ｻｰﾋﾞｽに係る介護給付費(居宅療養管理指導費を除く｡)は算定していませんか(外泊の期間中を除く｡)｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12老企40第二-4(1)① |
| ※ 特定施設入居者生活介護の提供に必要がある場合に､当該事業者の費用負担により､その利用者に対して他の居宅ｻｰﾋﾞｽ及び地域密着型ｻｰﾋﾞｽを利用させることは差し支えありません｡ |  |  |
| (予防同様) | ※ 例えば､入居している月の当初は特定施設入居者生活介護を算定し､引き続き入居しているにも関わらず､月の途中から特定施設入居者生活介護に代えて居宅ｻｰﾋﾞｽを算定するようなｻｰﾋﾞｽ利用は､居宅ｻｰﾋﾞｽの支給限度基準額を設けた趣旨を没却するので､認められません｡ |  |  |
|  | ② 入居者の外泊の期間中は特定施設入居者生活介護を算定していませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12老企40第二-4(1)① |
|  | ③ 入居者に対して提供すべき介護ｻｰﾋﾞｽ(特定施設入居者生活介護の一環として行われるもの)の業務の一部を､当該特定施設の従業者により行わず､外部事業者に委託している場合(例えば､機能訓練を外部の理学療法士等に委託している場合等｡)には､外部事業者に対し業務の管理及び指揮命令を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12老企40第二-4(1)② |
| 51短期利用特定施設入居者生活介護 |  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た施設において､指定特定施設入居者生活介護を行った場合に､利用者の要介護状態区分に応じて､短期利用入居者生活介護に係る介護給付費を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注3 |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める施設基準〕ｲ 当該事業者が､指定居宅ｻｰﾋﾞｽ､指定地域密着型ｻｰﾋﾞｽ､ 指定居宅介護支援(以上､介護予防を含む)の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平27厚告96第22号 |
| ﾛ 当該指定特定施設の入居定員の範囲内で､空いている居室等(定員が1人であるものに限る｡)を利用するものであること｡ただし､短期利用特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者の数は､1又は当該指定特定施設の入居定員の100分の10以下であること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
| ﾊ 利用の開始に当たって､あらかじめ30日以内の利用期間を定めること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
| ﾆ 家賃､敷金､介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか､権利金その他の金品を受領しないこと｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
| ﾎ 法第76条の2第1項の規定による勧告､同条第3項の規定による命令､老人福祉法第29条第11項の規定による命令､社会福祉法第71条の規定による命令､高齢者の居住の安定確保に関する法律第25条各項の規定による指示を受けたことがある場合には､当該勧告等を受けた日から起算して5年以上の期間が経過していること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | 〔短期利用特定施設入居者生活介護費について〕 上記ｲの要件は､特定施設入居者生活介護の事業を行う者に求められる要件であるので､新たに開設された特定施設など指定を受けた日から起算した期間が3年に満たない特定施設であっても､上記ｲに掲げる指定居宅ｻｰﾋﾞｽなどの運営について3年以上の経験を有している事業者が運営する特定施設であれば､短期利用特定施設入居者生活介護費を算定することができます｡ 権利金その他の金品の受領禁止の規定に関しては､短期利用特定施設入居者生活介護を受ける入居者のみならず､当該特定施設の入居者に対しても適用されます｡ |  | 平12老企40第二-4(3) |
| 52身体拘束廃止未実施減算(予防同様) |  別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は､身体拘束廃止未実施減算として､所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注4 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 条例第226条第5項平11厚令37第183条第5項 |
| ① 身体的拘束等を行う場合には､その態様及び時間､その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録(老健の医師が診療録に記載)すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
| ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに､その結果について､介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第6項第1号平11厚令37第183条第6項第1号 |
|  | ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第6項第2号平11厚令37第183条第6項第2号 |
|  | ④ 介護職員その他の従業者に対し､身体的拘束等の適正化のための研修を定期的(年2回及び新規採用時)に実施すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 条例第226条第6項第3号平11厚令37第183条第6項第3号 |
|  | ※ 身体拘束廃止未実施減算については､施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく､越谷市指定居宅ｻｰﾋﾞｽ等基準条例第226条第5項の記録(同条第4項に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に､入居者全員について所定単位数から減算することとなります｡ 具体的には､記録を行っていない､身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない､身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合､速やかに改善計画を市長に提出した後､事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし､事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について､入居者全員について所定単位数から減算することとします｡ |  | 平12老企40第二-4(4) |
| 53入居継続支援加算 |  別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定施設において､利用者に対して､指定特定施設入居者生活介護を行った場合は､当該基準に掲げる区分に従い､1日につき所定単位数を加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注5 |
| (1) 入居継続支援加算(Ⅰ) 36単位 | [ ]  |
| (2) 入居継続支援加算(Ⅱ) 22単位 | [ ]  |
|  | ※併給はできません｡〔厚生労働大臣が定める基準〕ｲ 入居継続支援加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡ |  | 平27厚告95第42号の3 |
|  | (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為(喀痰吸引等)を必要とする者の占める割合が入居者の百分の十五以上となっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2) 介護福祉士の数が､常勤換算方法で､入居者の数が六又はその端数を増すごとに一以上であること｡ただし､次に掲げる基準のいずれにも適合する場合は､介護福祉士の数が､常勤換算方法で､入居者の数が七又はその端数を増すごとに一以上となっていますか｡a 業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下｢介護機器｣という｡)を複数種類使用していること｡b 介護機器の使用に当たり､介護職員､看護職員､介護支援専門員その他の職種の者が共同して､ｱｾｽﾒﾝﾄ(入居者の心身の状況を勘案し､自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう｡)及び入居者の身体の状況等の評価を行い､職員の配置の状況等の見直しを行っていること｡c 介護機器を活用する際の安全体制及びｹｱの質の確保並びに職員の負担軽減に関する次に掲げる事項を実施し､かつ､介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し､介護職員､看護職員､介護支援専門員その他の職種の者と共同して､当該委員会において必要な検討等を行い､及び当該事項の実施を定期的に確認すること｡i 入居者の安全及びｹｱの質の確保ii 職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮iii 介護機器の定期的な点検iv 介護機器を安全かつ有効に活用するための職員研修 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (3) 人員基準欠如に該当していませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ﾛ 入居継続支援加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡ |  |  |
|  | (1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が入居者の百分の五以上となっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2) ｲ(2)及び(3)に該当していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕〇社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条一 口腔内の喀痰かくたん吸引二 鼻腔内の喀痰吸引三 気管ｶﾆｭｰﾚ内部の喀痰吸引四 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養五 経鼻経管栄養 |  |  |
|  | ① 喀痰吸引等を必要とする者の占める割合については､届出日の属する月の前4月から前々月までの3月間のそれぞれの末日時点の割合の平均について算出してください｡また､届出を行った月以降においても､毎月において前4月から前々月までの3月間のこれらの割合がそれぞれ所定の割合以上であることが必要です｡これらの割合については､毎月記録するものとし､所定の割合を下回った場合については､直ちに訪問通所ｻｰﾋﾞｽ通知第1の5の届出を提出しなければなりません｡② 当該加算の算定を行うために必要となる介護福祉士の員数を算出する際の利用者数については､当該年度の前年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする｡)の平均を用います｡(ただし､新規開設又は再開の場合は推定数によります｡)この場合､利用者数等の平均は､前年度の全利用者等の延数を当該前年度の日数で除して得た数とします｡この平均利用者数等の算定に当たっては､小数点第2位以下を切り上げるものとします｡また､介護福祉士の員数については､届出日の属する月の前3月間における員数の平均を､常勤換算方法を用いて算出した値が､必要な人数を満たすものでなければなりません｡さらに､届出を行った月以降においても､毎月において直近3月間の介護福祉士の員数が必要な員数を満たしていることが必要であり､必要な人数を満たさなくなった場合は､直ちに訪問通所ｻｰﾋﾞｽ通知1の5の届出を提出しなければなりません｡③ 当該加算を算定する場合は､ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算は算定できません｡④ 必要となる介護福祉士の数が常勤換算方法で入居者の数が7又はその端数を増すごとに1以上である場合においては､次の要件を満たすこと｡ｲ ｢業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器を複数種類使用｣とは､以下に掲げる介護機器を使用することであり､少なくともaからcまでに掲げる介護機器は使用することとする｡その際､aの機器は全ての居室に設置し､bの機器は全ての介護職員が使用すること｡a 見守り機器b ｲﾝｶﾑ等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器c 介護記録ｿﾌﾄｳｪｱやｽﾏｰﾄﾌｫﾝ等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器d 移乗支援機器e その他業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器介護機器の選定にあたっては､事業所の現状の把握及び業務面において抱えている課題の洗い出しを行い､業務内容を整理し､従業者それぞれの担うべき業務内容及び介護機器の活用方法を明確化した上で､洗い出した課題の解決のために必要な種類の介護機器を選定すること｡ﾛ 介護機器の使用により業務効率化が図られた際､その効率化された時間は､ｹｱの質の向上及び職員の負担の軽減に資する取組に充てること｡ｹｱの質の向上への取組については､幅広い職種の者が共同して､見守り機器やﾊﾞｲﾀﾙｻｲﾝ等の情報を通じて得られる入居者の記録情報等を参考にしながら､適切なｱｾｽﾒﾝﾄや入居者の身体の状況等の評価等を行い､必要に応じ､業務体制を見直すこと｡ﾊ ｢介護機器を安全かつ有効に活用するための委員会｣(以下｢介護機器活用委員会｣という｡)は3月に1回以上行うこと｡介護機器活用委員会は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡なお､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等に対応していること｡また､介護機器活用委員会には､管理者だけでなく実際にｹｱを行う職員を含む幅広い職種や役割の者が参画するものとし､実際にｹｱを行う職員の意見を尊重するよう努めることとする｡ﾆ ｢入居者の安全及びｹｱの質の確保｣に関する事項を実施すること｡具体的には次の事項等の実施により利用者の安全及びｹｱの質の確保を行うこととする｡a 介護機器から得られる睡眠状態やﾊﾞｲﾀﾙｻｲﾝ等の情報を入居者の状態把握に活用すること｡b 介護機器の使用に起因する施設内で発生したﾋﾔﾘ･ﾊｯﾄ事例等の状況を把握し､その原因を分析して再発の防止策を検討すること｡ﾎ ｢職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮｣に関する事項を実施すること｡具体的には､実際にｹｱを行う介護福祉士を含めた介護職員に対してｱﾝｹｰﾄやﾋｱﾘﾝｸﾞ等を行い､介護機器の導入後における次の事項等を確認し､人員配置の検討等が行われていること｡a ｽﾄﾚｽや体調不安等､職員の心身の負担が増えていないかどうかb 1日の勤務の中で､職員の負担が過度に増えている時間帯がないかどうかc 休憩時間及び時間外勤務等の状況ﾍ 日々の業務の中で予め時間を定めて介護機器の不具合がないことを確認する等のﾁｪｯｸを行う仕組みを設けること｡また､介護機器のﾒｰｶｰと連携し､定期的に点検を行うこと｡ﾄ 介護機器の使用方法の講習やﾋﾔﾘ･ﾊｯﾄ事例等の周知､その事例を通じた再発防止策の実習等を含む職員研修を定期的に行うこと｡この場合の要件で入居継続支援加算を取得する場合においては､3月以上の試行期間を設けることとする｡入居者の安全及びｹｱの質の確保を前提にしつつ､試行期間中から介護機器活用委員会を設置し､当該委員会において､介護機器の使用後の人員体制とその際の職員の負担のﾊﾞﾗﾝｽに配慮しながら､介護機器の使用にあたり必要な人員体制等を検討し､安全体制及びｹｱの質の確保､職員の負担軽減が図られていることを確認した上で､届出をすること｡なお､試行期間中においては､通常の入居継続支援加算の要件を満たすこととする｡届出にあたり､都道府県等が当該委員会における検討状況を確認できるよう､当該委員会の議事概要を提出すること｡また､介護施設のﾃｸﾉﾛｼﾞｰ活用に関して､厚生労働省が行うｹｱの質や職員の負担への影響に関する調査･検証等への協力に努めること｡ |  | 平12老企40第二-4(5) |
| 54生活機能向上連携加算(予防も同様) |  別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定施設において､外部との連携により､利用者の身体の状況等の評価を行い､かつ､個別機能訓練計画を作成した場合には､当該基準に掲げる区分に従い､所定単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注6 |
| (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位 | [ ]  |
| (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 | [ ]  |
| ※併給はできません｡ |  |
| ※(1)については､利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として､1月につき算定します｡※(2)については1月につきにつき算定します｡ |  |  |
| ※ 個別機能訓練加算を算定している場合は､(1)は算定せず､(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算します｡ |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  | 平27厚告95第42号の四 |
|  |  ｲ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)  |  |  |
| 次のいずれにも適合すること｡(1) 指定訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所､指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所又は医療提供施設の理学療法士､作業療法士､言語聴覚士又は医師(以下この号において｢理学療法士等｣という｡)の助言に基づき､当該指定特定施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | (2) 個別機能訓練計画に基づき､利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し､機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (3) (1)の評価に基づき､個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し､利用者又はその家族に対し､機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し､必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ﾛ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 次のいずれにも適合すること｡ |  |  |
|  | (1) 指定訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所､指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所又はﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを実施している医療提供施設の理学療法士等が､当該指定特定施設を訪問し､当該施設の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2) 個別機能訓練計画に基づき､利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し､機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (3) (1)の評価に基づき､個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し､利用者又はその家族に対し､機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し､必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕① 生活機能向上連携加算(Ⅰ)ｲ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は､指定訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所､指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所又はﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを実施している医療提供施設(病院にあっては､許可病床数が200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4ｷﾛﾒｰﾄﾙ以内に診療所が存在しないものに限る｡)の理学療法士､作業療法士､言語聴覚士又は医師(以下この(7)において｢理学療法士等｣という｡)の助言に基づき､当該指定特定施設入居者生活介護事業所を訪問し､当該事業所の機能訓練指導員､看護職員､介護職員､生活相談員その他の職種の者(以下｢機能訓練指導員等｣という｡)が共同してｱｾｽﾒﾝﾄ､利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行うこと｡ その際､理学療法士等は､機能訓練指導員等に対し､日常生活上の留意点､介護の工夫等に関する助言を行うこと｡ |  |  |
|  | 平12老企40第二-4(6)準用(2(7)①) |
|  | ※ この場合の｢ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを実施している医療提供施設｣とは､診療報酬における疾患別ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設､介護療養型医療施設若しくは介護医療院です｡ |  |  |
|  | ﾛ 個別機能訓練計画の作成に当たっては､指定訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所､指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所又はﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを実施している医療提供施設の理学療法士等は､当該利用者のADL(寝返り､起き上がり､移乗､歩行､着衣､入浴､排せつ等)及びIADL(調理､掃除､買物､金銭管理､服薬状況等)に関する状況について､指定訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所､指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所又はﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを実施している医療提供施設の場において把握し､又は､指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やﾃﾚﾋﾞ電話を用いて把握した上で､当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと｡なお､ICTを活用した動画やﾃﾚﾋﾞ電話を用いる場合においては､理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう､理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする｡ |  |  |
|  | ﾊ 個別機能訓練計画には､利用者ごとにその目標､実施時間､実施方法等の内容を記載すること｡ |  |  |
|  | ※ 目標については､利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし､当該利用者の意欲の向上につながるよう､段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標としてください｡ なお､個別機能訓練計画に相当する内容を短期入所生活介護計画の中に記載する場合は､その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします｡ |  |  |
|  | ﾆ 個別機能訓練計画に基づき､利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し､機能訓練指導員等が､利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供すること｡ |  |  |
|  | ﾎ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について･機能訓練指導員等は､各月における評価内容や目標の達成度合いについて､利用者又はその家族及び理学療法士等に報告･相談し､理学療法士等から必要な助言を得た上で､必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上､当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと｡･理学療法士等は､機能訓練指導員等と共同で､3月ごとに1回以上､個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で､機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む｡)や進捗状況等を説明していること｡また､利用者等に対する説明は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等(ﾘｱﾙﾀｲﾑでの画像を介したｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝが可能な機器をいう｡以下同じ｡)を活用して行うことができるものとすること｡ただし､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと｡なお､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等に対応していること｡ |  |  |
|  | ﾍ 機能訓練に関する記録(実施時間､訓練内容､担当者等)は､利用者ごとに保管され､常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であること｡ |  |  |
|  | ﾄ 生活機能向上連携加算(Ⅰ)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り､算定されるものである｡なお､ｲの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には､本加算を再度算定することは可能であるが､利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き､個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない｡ |  |  |
|  | ② 生活機能向上連携加算(Ⅱ)ｲ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は､指定訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所､指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所又はﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを実施している医療提供施設の理学療法士等が､当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し､当該事業所の機能訓練指導員等と共同して､利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること｡その際､理学療法士等は､機能訓練指導員等に対し､日常生活上の留意点､介護の工夫等に関する助言を行うこと｡この場合の｢ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを実施している医療提供施設｣とは､診療報酬における疾患別ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設､介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること｡ | [ ]  | 平12老企40第二-4(6)準用(2(7)②) |
|  | ﾛ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について･機能訓練指導員等は､各月における評価内容や目標の達成度合いについて､利用者又はその家族及び理学療法士等に報告･相談し､理学療法士等から必要な助言を得た上で､必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上､当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと｡･理学療法士等は､3月ごとに1回以上指定短期入所生活介護事業所を訪問し､機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で､機能訓練指導員等が､利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容(評価を含む｡)や進捗状況等を説明し記録するとともに､必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと｡ |  |  |
|  | ﾊ ①ﾊ､ﾆ及びﾍによること｡なお､個別機能訓練加算を算定している場合は､別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと｡ |  |  |
| 55個別機能訓練加算(予防同様) | (1)利用者の数が100以下の特定施設①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士､作業療法士､言語聴覚士､看護職員､柔道整復師､あん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧師､はり師又はきゅう師(はり師又はきゅう師については､理学療法士､作業療法士､言語聴覚士､看護職員､柔道整復師又はあん摩ﾏｯｻｰｼﾞ指圧師､の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る｡)(以下｢理学療法士等｣という｡)を1名以上配置しているものとして市長に届け出た特定施設において､利用者に対して､機能訓練指導員､看護職員､介護職員等が共同して､利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し､当該計画に基づき､計画的に機能訓練を行っている場合は､個別機能訓練加算(Ⅰ)として､1日につき12単位を加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注7 |
|  | ②個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって､かつ､個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し､機能訓練の実施に当たって､当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は､個別機能訓練加算(Ⅱ)として､1月につき所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2)利用者の数が100を超える特定施設①専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し､かつ､理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているものとして市長に届け出た特定施設において､利用者に対して､機能訓練指導員､看護職員､介護職員等が共同して､利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し､当該計画に基づき､計画的に機能訓練を行っている場合は､個別機能訓練加算(Ⅰ)として､1日につき12単位を加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ②個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合であって､かつ､個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し､機能訓練の実施に当たって､当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は､個別機能訓練加算(Ⅱ)として､1月につき20単位を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ｲ 個別機能訓練加算は､機能訓練指導員､看護職員､介護職員､生活相談員その他の職種の者が共同して､個別機能訓練計画に基づき､計画的に行った機能訓練(以下｢個別機能訓練｣という｡)について算定します｡ |  | 平12老企40第二-4(7)① |
|  | ﾛ 個別機能訓練加算に係る機能訓練は､専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員､看護職員､介護職員､生活相談員その他の職種の者を1名以上配置して行うものです｡ |  | 平12老企40第二-4(7)② |
|  | ﾊ 個別機能訓練を行うに当たっては､機能訓練指導員､看護職員､介護職員､生活相談員その他の職種の者が共同して､利用者毎にその目標､実施方法等を内容とする個別機能訓練計画を作成し､これに基づいて行った個別機能訓練の効果､実施方法等について評価等を行います｡なお､特定施設入居者生活介護においては､個別機能訓練計画に相当する内容を特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の中に記載する場合は､その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとします｡ |  | 平12老企40第二-4(7)③ |
|  | ﾆ 個別機能訓練を行う場合は､開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し､記録してください｡利用者に対する説明は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとすること｡ただし､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと｡なお､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等の活用に当たっては､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守してください｡ |  | 平12老企40第二-4(7)④ |
|  | ﾎ 個別機能訓練に関する記録(実施時間､訓練内容､担当者等)は､利用者ごとに保管され､常に当該特定施設の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにしてください｡ |  | 平12老企40第二-4(7)⑤ |
|  | ﾍ 厚生労働省への情報の提出については､｢科学的介護情報ｼｽﾃﾑ(Long-term care Informationsystem For Evidence)｣(以下｢LIFE｣という｡)を用いて行うこととする｡LIFEへの提出情報､提出頻度等については､｢科学的介護情報ｼｽﾃﾑ(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について｣(令和3年3月16日老老発0316第4号)を参照してください｡ｻｰﾋﾞｽの質の向上を図るため､LIFEへの提出情報及びﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸ情報を活用し､利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)､当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)､当該実施内容の評価(Check)､その評価結果を踏まえた当該計画の見直し･改善(Action)の一連のｻｲｸﾙ(PDCAｻｲｸﾙ)により､ｻｰﾋﾞｽの質の管理を行ってください｡ |  | 平12老企40第二-4(7)⑥ |
| 56ADL維持等加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定施設において､利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は､評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう｡)の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り､当該基準に掲げる区分に従い､1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注8 |
| ｲ ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位 | [ ]  |
| ﾛ ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位 | [ ]  |
|  | ※併給はできません｡〔厚生労働大臣が定める基準〕ｲ ADL維持等加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡ |  | 平27厚告95第16号の2平27厚告94第28号の3 |
|  | (1) 評価対象者(当該事業所又は当該施設の利用期間((2)において評価対象利用期間｣という｡)が六月を超える者をいう｡以下この号において同じ｡)の総数が十人以上となっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2) 評価対象者全員について､評価対象利用期間の初月(以下｢評価対象利用開始月｣という｡)と､当該月の翌月から起算して六月目(六月目にｻｰﾋﾞｽの利用がない場合については当該ｻｰﾋﾞｽの利用があった最終の月)においてADLを評価し､その評価に基づく値(以下｢ADL値｣という｡)を測定し､測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値(以下｢ADL利得｣という｡)の平均値が一以上となっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ﾛ ADL維持等加算(Ⅱ)次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡ |  |  |
|  | (1) ｲ(1)及び(2)の基準に適合していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2) 評価対象者のADL利得の平均値が二以上となっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める期間〕ADL維持等加算を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間 |  |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  |  ADL維持等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)についてｲ ADLの評価は､一定の研修を受けた者により､Barthel Index を用いて行うものとする｡ﾛ 大臣基準告示第16号の2ｲ⑵における厚生労働省へのADL値の提出は､LIFEを用いて行うこととする｡ﾊ 大臣基準告示第16号の2ｲ⑶及びﾛ⑵におけるADL利得は､評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から､評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に､次の表の左欄に掲げる者に係る同表の中欄の評価対象利用開始月に測定したADL値に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする｡

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1 2以外の者 | ADL値が0以上25以下 | 2 |
| ADL値が30以上50以下 | 2 |
| ADL値が55以上75以下 | 3 |
| ADL値が80以上100以下 | 4 |
| 2 評価対象利用開始月において､初回の要介護認定(法第27条第1項に規定する要介護認定をいう｡)があった月から起算して12月以内である者 | ADL値が0以上25以下 | 1 |
| ADL値が30以上50以下 | 1 |
| ADL値が55以上75以下 | 2 |
| ADL値が80以上100以下 | 3 |

ﾆ ﾊにおいてADL利得の平均を計算するに当たって対象とする者は､ADL利得の多い順に､上位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは､これを切り捨てるものとする｡)及び下位100分の10に相当する利用者(その数に1未満の端数が生じたときは､これを切り捨てるものとする｡)を除く利用者(以下この⑻において｢評価対象利用者｣という｡)とする｡ﾎ 他の施設や事業所が提供するﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを併用している利用者については､ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを提供している当該他の施設や事業所と連携してｻｰﾋﾞｽを実施している場合に限り､ADL利得の評価対象利用者に含めるものとする｡ﾍ 令和3年度については､評価対象期間において次のaからcまでの要件を満たしている場合に､評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月(令和3年4月1日までに指定居宅ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のｲの注8に掲げる基準(以下この①において｢基準｣という｡)に適合しているものとして都道府県知事に届出を行う場合にあっては､令和3年度内)に限り､ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定できることとする｡a 大臣基準告示第16号の2ｲ⑴､⑵及び⑶並びにﾛ⑵の基準(ｲ⑵については､厚生労働省への提出を除く｡)を満たすことを示す書類を保存していること｡b 厚生労働省への情報の提出については､LIFEを用いて行うこととする｡LIFEへの提出情報､提出頻度等については､｢科学的介護情報ｼｽﾃﾑ(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について｣を参照されたい｡ｻｰﾋﾞｽの質の向上を図るため､LIFEへの提出情報及びﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸ情報を活用し､利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)､当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)､当該実施内容の評価(Check)､その評価結果を踏まえた当該計画の見直し･改善(Action)の一連のｻｲｸﾙ(PDCAｻｲｸﾙ)により､ｻｰﾋﾞｽの質の管理を行うこと｡提出された情報については､国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため､適宜活用されるものである｡c ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を開始しようとする月の末日までに､LIFEを用いてADL利得に係る基準を満たすことを確認すること｡ﾄ 令和3年度の評価対象期間は､加算の算定を開始する月の前年の同月から12月後までの1年間とする｡ただし､令和3年4月1日までに算定基準に適合しているものとして都道府県知事に届出を行う場合については､次のいずれかの期間を評価対象期間とすることができる｡a 令和2年4月から令和3年3月までの期間b 令和2年1月から令和2年12月までの期間ﾁ 令和4年度以降に加算を算定する場合であって､加算を取得する月の前年の同月に､基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出ている場合には､届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする｡ |  | 平12老企40第二-4(8) |
| 57夜間看護体制加算 |  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た特定施設において､利用者に対して､特定施設入居者生活介護を行った場合に､夜間看護体制加算として､1日につき10単位を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注9 |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める施設基準〕 |  | 平27厚告96第23号 |
|  ｲ 常勤の看護師を1名以上配置し､看護に係る責任者を定めていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  ﾛ 看護職員により､又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝとの連携により､特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者に対して､24時間連絡がとれる体制を確保し､かつ､必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  ﾊ 重度化した場合における対応に係る指針を定め､入居の際に､利用者又はその家族等に対して､当該指針の内容を説明し､同意を得ていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  |  ｢24時間連絡体制｣とは､特定施設内で勤務することを要するものではなく､夜間においても事業者から連絡でき､必要な場合には事業者からの緊急の呼出に応じて出勤する体制をいうものです｡具体的には､ |  | 平12老企40第二-4(9) |
|  ｲ 特定施設において､管理者を中心として､介護職員及び看護職員による協議の上､夜間における連絡･対応体制(ｵﾝｺｰﾙ体制)に関する取り決め(指針やﾏﾆｭｱﾙ等)の整備がなされていること｡ |  |  |
|  |  ﾛ 管理者を中心として､介護職員及び看護職員による協議の上､看護職員不在時の介護職員による利用者の観察項目の標準化(どのようなことが観察されれば看護職員に連絡するか)がなされていること｡ |  |
|  ﾊ 特定施設内研修等を通じ､看護職員及び介護職員に対して､ｲ及びﾛの取り決めが周知されていること｡ |  |  |
|  |  ﾆ 特定施設の看護職員とｵﾝｺｰﾙ対応の看護職員が異なる場合には､電話やFAX等により利用者の状態に関する引継を行うとともに､ｵﾝｺｰﾙ体制終了時にも同様の引継を行うこと｡といった体制を整備することを想定しています｡ |  |  |
| 58若年性認知症入居者受入加算(予防同様) |  別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定施設において､若年性認知症入居者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は､若年性認知症入居者受入加算として､1日につき120単位を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注10 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | 受け入れた若年性認知症入居者ごとに個別の担当者を定めていること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※ 担当者を中心に､利用者の特性やﾆｰｽﾞに応じたｻｰﾋﾞｽ提供を行ってください｡ |  | 平12老企40第二-4(10)準用(2(14)) |
| 59医療機関連携加算(予防同様) |  看護職員が､利用者ごとに健康の状況を継続的に記録している場合において､当該利用者の同意を得て､協力医療機関(指定居宅ｻｰﾋﾞｽ基準第191条第1項に規定する協力医療機関をいう｡)又は当該利用者の主治医に対して､当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供した場合には､医療機関連携加算として､1月につき80単位を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注11 |
|  | 〔留意事項〕 |  | 平12老企40第二-4(11) |
| ｲ 本加算は､協力医療機関又は利用者の主治医(以下｢協力医療機関等｣という｡)に情報を提供した日(以下｢情報提供日｣という｡)前30日以内において､特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を算定した日が14日未満である場合には､算定できないものとする｡ |  |
| ﾛ 協力医療機関等には､歯科医師を含むものとする｡ |  |
|  | ﾊ 当該加算を算定するに当たっては､あらかじめ､指定特定施設入居者生活介護事業者と協力医療機関等で､情報提供の期間及び利用者の健康状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容についても定めておくこと｡なお､必要に応じてこれら以外の情報を提供することを妨げるものではない｡ |  |  |
| ﾆ 看護職員は､前回の情報提供日から次回の情報提供日までの間において､指定基準に基づき､利用者ごとに健康の状況について随時記録すること｡ |  |
|  | ﾎ 協力医療機関等への情報提供は､面談によるほか､文書(FAXを含む｡)又は電子ﾒｰﾙにより行うことも可能とするが､協力医療機関等に情報を提供した場合においては､協力医療機関の医師又は利用者の主治医から､署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得ること｡この場合において､複数の利用者の情報を同時に提供した場合には､一括して受領の確認を得ても差し支えない｡ 面談による場合について､当該面談は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡なお､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等の活用に当たっては､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |  |  |
| 60口腔衛生管理体制加算(予防同様) |  別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設において､歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が､介護職員に対する口腔ｹｱに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に､口腔衛生管理体制加算として､1月につき30単位を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注12 |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕 |  |  |
|  | ｲ 事業所又は施設において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき､利用者､入所者又は入院患者の口腔ｹｱ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄに係る計画が作成されていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ﾛ 人員基準欠如に該当していませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※ ｢口腔ｹｱに係る技術的助言及び指導｣とは､当該施設における利用者の口腔内状態の評価方法､適切な口腔ｹｱの手技､口腔ｹｱに必要な物品整備の留意点､口腔ｹｱに伴うﾘｽｸ管理､その他当該施設において日常的な口腔ｹｱの実施にあたり必要と思われる事項のうち､いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって､個々の利用者の口腔ｹｱ計画をいうものではありません｡また､｢口腔ｹｱに係る技術的助言及び指導｣は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡なお､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等の活用に当たっては､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |  | 平12老企40第二-4(12)① |
|  | ※ ｢利用者の口腔ｹｱ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄに係る計画｣には､以下の事項を記載すること｡ ｲ 当該施設において利用者の口腔ｹｱを推進するための課題 ﾛ 当該施設における目標 ﾊ 具体的方策 ﾆ 留意事項 ﾎ 当該施設と歯科医療機関との連携の状況 ﾍ 歯科医師からの指示内容の要点(当該計画の作成にあたっての技術的助言･指導を歯科衛生士が行った場合に限る｡) ﾄ その他必要と思われる事項 |  | 平12老企40第二-4(11)② |
|  | ※ 医療保険において歯科訪問診療料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できますが､介護職員に対する口腔ｹｱに係る技術的助言及び指導又は利用者の口腔ｹｱ･ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては､歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行ってください｡ |  | 平12老企40第二-4(11)③ |
| 61口腔･栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ加算(予防同様) |  別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の従業者が､利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ及び栄養状態のｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞを行った場合に､口腔･栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ加算として1回につき20単位を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注13 |
|  | ※ 当該利用者について､当該事業所以外で既に口腔･栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ加算を算定している場合にあっては算定しません｡ |  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡ |  |  |
|  | ｲ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い､利用者の口腔の健康状態に関する情報(利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては､その改善に必要な情報を含む｡)を利用者を担当する介護支援専門員に提供していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ﾛ 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い､利用者の栄養状態に関する情報(利用者が低栄養状態の場合にあっては､低栄養状態の改善に必要な情報を含む｡)を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  |  ﾊ 人員基準欠如に該当していませんか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ① 口腔･栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ加算の算定に係る口腔の健康状態のｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ(以下｢口腔ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ｣という｡)及び栄養状態のｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ(以下｢栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ｣という｡)は､利用者ごとに行われるｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄの一環として行われることに留すること｡ |  | 平12老企40第二-4(13)① |
|  | ② 口腔ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ及び栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ加算を行うに当たっては､利用者について､それぞれ次に掲げる確認を行い､確認した情報を介護支援専門員に対し､提供すること｡ｲ 口腔ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞa 硬いものを避け､柔らかいものを中心に食べる者b 入れ歯を使っている者c むせやすい者ﾛ 栄養ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞa BMIが18.5未満である者b 1~6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は｢地域支援事業の実施について｣(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本ﾁｪｯｸﾘｽﾄの№11の項目が｢1｣に該当する者c 血清ｱﾙﾌﾞﾐﾝ値が3.5g/dl以下である者d 食事摂取量が不良(75%以下)である者 |  | 平12老企40第二-4(13)② |
| 62科学的介護推進体制加算 | 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市長に届け出た指定特定施設が､利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は､科学的介護推進体制加算として､1月につき40単位を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10注14 |
| (予防同様) | ｲ 利用者ごとのADL値､栄養状態､口腔機能､認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を､厚生労働省に提出していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ﾛ 必要に応じて特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画(指定居宅ｻｰﾋﾞｽ基準第184条第1項に規定する特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画をいう｡)を見直すなど､指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって､ｲに規定する情報その他指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔留意事項〕① 科学的介護推進体制加算は､原則として利用者全員を対象として､利用者ごとに注14に掲げる要件を満たした場合に､当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること｡② 情報の提出については､LIFEを用いて行うこととする｡LIFEへの提出情報､提出頻度等については､｢科学的介護情報ｼｽﾃﾑ(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について｣を参照されたい｡③ 事業所は､利用者に提供するｻｰﾋﾞｽの質を常に向上させていくため､計画(Plan)､実行(Do)､評価(Check)､改善(Action)のｻｲｸﾙ(PDCAｻｲｸﾙ)により､質の高いｻｰﾋﾞｽを実施する体制を構築するとともに､その更なる向上に努めることが重要であり､具体的には､次のような一連の取組が求められる｡したがって､情報を厚生労働省に提出するだけでは､本加算の算定対象とはならない｡ｲ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき､適切なｻｰﾋﾞｽを提供するためのｻｰﾋﾞｽ計画を作成する(Plan)｡ﾛ ｻｰﾋﾞｽの提供に当たっては､ｻｰﾋﾞｽ計画に基づいて､利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する(Do)｡ﾊ LIFEへの提出情報及びﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸ情報等も活用し､多職種が共同して､事業所の特性やｻｰﾋﾞｽ提供の在り方について検証を行う(Check)｡ﾆ 検証結果に基づき､利用者のｻｰﾋﾞｽ計画を適切に見直し､事業所全体として､ｻｰﾋﾞｽの質の更なる向上に努める(Action)｡④ 提出された情報については､国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため､適宜活用されるものである｡ |  | 平12老企40第二-4(14) |
| 63退院･退所時連携加算 |  病院､診療所､介護老人保健施設又は介護医療院から指定特定施設に入居した場合は､入居した日から起算して30日以内の期間については､退院･退所時連携加算として､1日につき所定単位数(30単位)を加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の14ﾆ |
|  | ※ 30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に当該指定特定施設に再び入居した場合も､同様とします｡ |  |  |
|  | 〔留意事項〕① 当該利用者の退院又は退所に当たって､当該医療提供施設の職員と面談等を行い､当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画を作成し､特定施設ｻｰﾋﾞｽの利用に関する調整を行った場合には､入居日から30 日間に限って､1日につき30単位を加算すること｡※当該面談等は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡なお､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等の活用に当たっては､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |  | 平12老企40第二-4(15)① |
|  | ② 退院･退所時連携加算は､当該入居者が過去3月間の間に､当該特定施設に入居したことがない場合に限り算定すること｡当該特定施設の短期利用特定施設入居者生活介護を利用していた者が日を空けることなく当該特定施設に入居した場合については､退院･退所時連携加算は入居直前の短期利用特定施設入居者生活介護の利用日数を30 日から控除して得た日数に限り算定できること｡ |  | 平12老企40第二-4(15)② |
|  | ③30日を超える医療提供施設への入院･入所後に再入居した場合は､退院･退所時連携加算が算定できること｡ |  | 平12老企40第二-4(15)③ |
| 64看取り介護加算 | (1)看取り介護加算(Ⅰ)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定施設において､別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は､死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を､死亡日以前4日以上30日以下については1日につき144単位を､死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を､死亡日については1日につき1,280単位を死亡月に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10ﾎ注1 |
|  | ※退居した日の翌日から死亡日までの間は､算定できません｡ |  |  |
| ※夜間看護体制加算を算定していない場合には算定できません｡ |  |
|  | (2)看取り介護加算(Ⅱ)別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定施設において､別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は､死亡日以前31日以上45日以下については1日につき572単位を､死亡日以前4日以上30日以下については1日につき644単位を､死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を､死亡日については1日につき1,780単位を死亡月に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10ﾎ注2 |
|  | ※退居した日の翌日から死亡日までの間は､算定しない｡ |  |  |
|  | ※看取り介護加算(Ⅰ)を算定している場合又は夜間看護体制加算を算定していない場合は､算定しない｡ |  |  |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める施設基準〕 |  | 平27厚告96第24号 |
| ｲ 看取り介護加算(Ⅰ)(1) 看取りに関する指針を定め､入居の際に､利用者又はその家族等に対して､当該指針の内容を説明し､同意を得ていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  (2) 医師､生活指導員､看護職員､介護職員､介護支援専門員その他の職種の者による協議の上､当該指定特定施設における看取りの実績等を踏まえ､適宜､看取りに関する指針の見直しを行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  (3) 看取りに関する職員研修を行っていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | ﾛ 看取り介護加算(Ⅱ) (1) 当該加算を算定する期間において､夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上となっていますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  |  (2) ｲ(1)から(3)までのいずれにも該当していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める利用者〕次のｲからﾊまでのいずれにも適合している利用者 |  | 平27厚告94第29号 |
|  ｲ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること｡ |  |
|  |  ﾛ 医師､生活相談員､看護職員､介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について､医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け､当該計画について同意している者(その家族等が説明を受けた上で､同意している者を含む｡)であること｡ |  |  |
|  |  ﾊ 看取りに関する指針に基づき､利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時､医師等の相互の連携の下､介護記録等利用者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け､同意した上で介護を受けている者(その家族等が説明を受け､同意した上で介護を受けている者を含む｡)であること｡ |  |  |
|  | 〔留意事項〕 |  |  |
|  | ※看取り介護加算について① 看取り介護加算は､医師が､一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について､その旨を本人又はその家族に対して説明し､その後の療養及び介護に関する方針についての合意を得た場合において､医師､生活相談員､看護職員､介護職員､介護支援専門員等が共同して､随時､本人又はその家族に対して十分な説明を行い､療養及び介護に関する合意を得ながら､利用者がその人らしく生き､その人らしい最期が迎えられるよう支援することを主眼として設けたものである｡ |  | 平12老企40第二-4(16)① |
|  | ② 特定施設は､利用者に提供する看取り介護の質を常に向上させていくために､計画(Plan)､実行(Do)､評価(Check)､改善(Action)のｻｲｸﾙ(PDCAｻｲｸﾙ)により､看取り介護を実施する体系を構築するとともに､それを強化していくことが重要であり､具体的には､次のような取組が求められる｡ |  | 平12老企40第二-4(16)② |
|  |  ｲ 看取りに関する指針を定めることで､施設の看取りに対する指針等を明らかにする(Plan)｡ |  |  |
|  |  ﾛ 看取り介護の実施に当たっては､当該入所者に係る医師の診断を前提にして､介護に係る計画に基づいて､入所者がその人らしく生き､その人らしい最期が迎えられるよう支援を行う(Do)｡ |  |  |
|  |  ﾊ 多職種が参加するｹｱｶﾝﾌｧﾚﾝｽ等を通じて､実施した看取り介護の検証や､職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う(Check)｡ |  |  |
|  |  ﾆ 看取りに関する指針の内容その他看取り介護の実施体制について､適宜､適切な見直しを行う(Action)｡ なお､特定施設入居者生活介護事業者は､看取り介護の改善のために､適宜､家族等に対する看取り介護に関する報告会並びに利用者等及び地域住民との意見交換による地域への啓発活動を行うことが望ましい｡ |  |  |
|  | ③ 質の高い看取り介護を実施するためには､多職種連携により､入所者等に対し､十分な説明を行い､理解を得るよう努めることが､不可欠である｡具体的には､特定施設入居者生活介護事業者は､看取り介護を実施するのに当たり､終末期にたどる経過､特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢､医師や医療機関との連携体制などについて､利用者等の理解が得られるよう継続的な説明に努めることが重要である｡加えて､説明の際には､利用者等の理解を助けるため､利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し､その写しを提供すること｡ |  | 平12老企40第二-4(16)③ |
|  | ④ 看取り介護の実施に当たっては､管理者を中心として､生活相談員､介護職員､看護職員､介護支援専門員等による協議の上､看取りに関する指針が定められていることが必要であり､同指針に盛り込むべき内容としては､例えば､以下の事項が考えられる｡ ｲ 当該特定施設の看取りに関する考え方 ﾛ 終末期にたどる経過(時期､ﾌﾟﾛｾｽ毎)とそれに応じた介護の考え方 ﾊ 特定施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢 ﾆ 医師や医療機関との連携体制(夜間及び緊急時の対応を含む) ﾎ 利用者等への情報提供及び意思確認の方法 ﾍ 利用者等への情報提供に供する資料及び同意書の様式 ﾄ 家族への心理的支援に関する考え方 ﾁ その他看取り介護を受ける利用者に対して特定施設の職員がとるべき具体的な対応の方法 |  | 平12老企40第二-4(16)④ |
|  | ⑤ 看取り介護に関する指針に盛り込むべき内容を､夜間看護体制加算に規定する重度化した場合における対応に係る指針に記載する場合は､その記載をもって看取り指針の作成に変えることができるものとする｡ |  | 平12老企40第二-4(16)⑤ |
|  | ⑥ 看取り介護の実施に当たっては､次の掲げる事項を介護記録等に記録するとともに､多職種連携を図るため､医師､看護職員､介護職員､介護支援専門員等による適切な情報共有に努めること｡ ｲ 終末期の身体症状の変化及びこれに対する介護等についての記録 ﾛ 療養や死別に関する入所者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するｹｱについての記録 ﾊ 看取り介護の各ﾌﾟﾛｾｽにおいて把握した入所者等の意向と､それに基づくｱｾｽﾒﾝﾄ及び対応についての記録 |  | 平12老企40第二-4(16)⑥ |
|  | ⑦ 本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については､口頭で同意を得た場合は､介護記録にその説明日時､内容等を記載するとともに､同意を得た旨を記載しておくことが必要である｡ また､本人が十分に判断をできる状態になく､かつ､家族に連絡しても来てもらえないような場合も､医師､生活相談員､看護職員､介護職員等が利用者の状態等に応じて随時､利用者に対する看取り介護について相談し､共同して看取り介護を行っていると認められる場合には､看取り介護加算の算定は可能である｡ |  | 平12老企40第二-4(16)⑦ |
|  |  この場合には､適切な看取り介護が行われていることが担保されるよう､介護記録に職員間の相談日時､内容等を記載するとともに､本人の状態や､家族と連絡を取ったにもかかわらず来てもらえなかった旨を記載しておくことが必要である｡ なお､家族が利用者の看取りについてともに考えることは極めて重要であり､事業者は､可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進める必要がある｡ |  |  |
|  | ⑧ 看取り介護加算は､基準に適合する看取り介護を受けた利用者が死亡した場合に､死亡日を含めて45日を上限として､特定施設において行った看取り介護を評価するものである｡ 死亡前に自宅へ戻ったり､医療機関へ入院したりした後､自宅や入院先で死亡した場合でも算定可能であるが､その際には､当該特定施設において看取り介護を直接行っていない退居した日の翌日から死亡日までの間は､算定することができない｡(したがって､退居した日の翌日から死亡日までの期間が45日以上あった場合には､看取り介護加算を算定することはできない｡) なお､看取り介護に係る計画の作成及び看取り介護の実施にあたっては､厚生労働省｢人生の最終段階における医療･ｹｱの決定ﾌﾟﾛｾｽに関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を参考にしつつ､本人の意思を尊重した医療･ｹｱの方針が実施できるよう､多職種が連携し､本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めること｡ |  | 平12老企40第二-4(16)⑧ |
|  | ⑨ 特定施設を退居等した月と死亡した月が異なる場合でも算定可能であるが､看取り介護加算は死亡月にまとめて算定することから､利用者側にとっては､特定施設に入居していない月についても自己負担を請求されることになるため､利用者が退居等する際､退居等の翌月に亡くなった場合に､前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し､文書にて同意を得ておくことが必要である｡ |  | 平12老企40第二-4(16)⑨ |
|  | ⑩ 特定施設は､退居等の後も､継続して利用者の家族への指導や医療機関に対する情報提供等を行うことが必要であり､利用者の家族､入院先の医療機関等との継続的な関わりの中で､利用者の死亡を確認することができる｡ なお､情報の共有を円滑に行う観点から､事業者が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに､当該医療機関等が事業者に対して本人の状態を伝えることについて､退居等の際､本人又は家族に対して説明をし､文書にて同意を得ておくことが必要である｡ |  | 平12老企40第二-4(16)⑩ |
|  | ⑪ 利用者が入退院をし､又は外泊した場合であって､当該入院又は外泊期間が死亡日前45日範囲内であれば､当該入院又は外泊期間を除いた期間について､看取り介護加算の算定が可能である｡ |  | 平12老企40第二-4(16)⑪ |
|  | ⑫ 入院若しくは外泊又は退去の当日について看取り看護加算を算定できるかどうかは､当該日に所定単位数を算定するかどうかによる｡  |  | 平12老企40第二-4(16)⑫ |
|  | ⑬ 看取り介護加算(Ⅱ)を算定する場合の｢夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上｣については､病院､診療所又は指定訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ(以下この⑬において｢病院等｣という｡)の看護師又は准看護師が､当該病院等の体制に支障を来すことなく､特定施設において夜勤又は宿直を行う場合についても､当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない｡また､特定施設と同一建物内に病院等が所在している場合､当該病院等の体制に支障を来すことなく､当該病院等に勤務する看護師又は准看護師が､特定施設において夜勤又は宿直を行った場合と同等の迅速な対応が可能な体制を確保していれば､同様に当該特定施設の施設基準を満たすものとして差し支えない｡ |  | 平12老企40第二-4(16)⑬ |
| 65認知症専門ｹｱ加算(予防同様) |  別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定施設が､別に厚生労働大臣が定める者に対し､専門的な認知症ｹｱを行った場合は､当該基準に掲げる区分に従い､1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか｡ ただし､次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては､次に掲げるその他の加算は算定できません｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10へ |
|  (1) 認知症専門ｹｱ加算(Ⅰ) 3単位 | □ |
|  (2) 認知症専門ｹｱ加算(Ⅱ) 4単位 | □ |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める基準〕ｲ 認知症専門ｹｱ加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡ |  | 平27厚告95三の二 |
|  (1) 事業所又は施設における利用者､入所者又は入院患者の総数のうち､日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下｢対象者｣という｡)の占める割合が2分の1以上であること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  |  (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を､対象者の数が20人未満である場合にあっては､1以上､当該対象者の数が20人以上である場合にあっては､1に､当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し､ﾁｰﾑとして専門的な認知症ｹｱを実施していること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  |  (3) 当該事業所又は施設の従業者に対する､認知症ｹｱに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ﾛ 認知症専門ｹｱ加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡ |  |  |
|  (1) ｲの基準のいずれにも適合すること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  (2) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し､事業所又は施設全体の認知症ｹｱの指導等を実施していること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  (3) 当該事業所又は施設における介護職員､看護職員ごとの認知症ｹｱに関する研修計画を作成し､当該計画に従い､研修を実施又は実施を予定していること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める者〕 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平27厚告94第三十号 |
|  | 〔留意事項〕① ｢日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者｣とは､日常生活自立度のﾗﾝｸⅢ､Ⅳ又はMに該当する入居者を指すものとする｡ |  | 平12老企40第二-4(17) |
|  | ② ｢認知症介護に係る専門的な研修｣とは､｢認知症介護実践者等養成事業の実施について｣(平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び｢認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について｣(平成18年3月31日老計第0331007号厚生労働省計画局長通知)に規定する｢認知症介護実践ﾘｰﾀﾞｰ研修｣､認知症看護に係る適切な研修を指すものとする｡ |  |  |
|  | ③ ｢認知症ｹｱに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議｣は､ﾃﾚﾋﾞ電話装置等を活用して行うことができるものとする｡この際､個人情報保護委員会･厚生労働省｢医療･介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのｶﾞｲﾀﾞﾝｽ｣､厚生労働省｢医療情報ｼｽﾃﾑの安全管理に関するｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ｣等を遵守すること｡ |  |  |
|  | ④ ｢認知症介護の指導に係る専門的な研修｣とは､｢認知症介護実践者等養成事業の実施について｣､｢認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について｣に規定する｢認知症介護指導者研修｣及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとする。 |  |  |
| 66ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(外部同様)(予防同様) |  別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定施設が､利用者に対し､指定特定施設入居者生活介護を行った場合は､当該基準に掲げる区分に従い､1日につき次に掲げる所定単位数を加算していますか｡ ただし､次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては､次に掲げるその他の加算は算定できません｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10ﾄ |
|  (1) ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅰ) 22単位 | □ |
|  (2) ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅱ) 18単位 | □ |
|  (3) ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅲ) 6単位 | □ |
|  | 〔別に厚生労働大臣が定める基準〕ｲ ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡(1) 次のいずれかに適合すること｡ |  | 平27厚告95第43号 |
|  | (一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち､介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (二) 指定地域密着型特定施設の介護職員の総数のうち､勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2) 提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組を実施していること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (3) 人員基準欠如に該当していないこと｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ﾛ ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡ |  |  |
|  | (1) 指定特定施設の介護職員の総数のうち､介護福祉士の占める割合が100分の60以上であること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2) 人員基準欠如に該当していないこと｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ﾊ ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算(Ⅲ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡(1) 次のいずれかに適合すること｡ |  |  |
|  | (一) 指定特定施設の介護職員の総数のうち､介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (二) 指定地域密着型特定施設の看護･介護職員の総数のうち､常勤職員の占める割合が100分の75以上であること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (三) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち､勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | (2) 人員基準欠如に該当していないこと｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|   | 〔留意事項〕職員の割合の算出に当たっては､常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く｡)の平均を用いること｡ |  | 平12老企40第二-4(18)①準用(2(21)①) |
|  |  なお､この場合の介護職員に係る常勤換算にあっては､利用者･入所者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たって必要な業務は含まれるが､請求事務等介護に関わらない業務を除く｡)に従事している時間を用いても差し支えありません｡ ただし､前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し､又は再開した事業所を含む｡)については､届出日の属する月の前3月について､常勤換算方法により算出した平均を用いることとします｡ したがって､新たに事業を開始し､又は再開した事業者については､4月目以降届出が可能となります｡ なお､介護福祉士については､各月の前月の末日時点で資格を取得している者とします｡ |  |  |
|  | ※ 上記ただし書の場合にあっては､届出を行った月以降においても､直近3月間の職員の割合につき､毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません｡ なお､その割合については､毎月記録するものとし､所定の割合を下回った場合については､直ちに届出を提出しなければなりません｡ |  | 平12老企40第二-4(18)①準用(2(21)②) |
|  | ※ 勤続年数とは､各月の前月の末日地点における勤続年数をいいます｡ |  | 平12老企40第二-4(18)①準用(2(21)③) |
|  | ※ 勤続年数の算定に当たっては､当該事業所における勤務年数に加え､同一法人等の経営する他の介護ｻｰﾋﾞｽ事業所､病院､社会福祉施設等においてｻｰﾋﾞｽを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができます｡ |  | 平12老企40第二-4(18)①準用(2(21)④) |
|  | ※ 同一の事業所において指定介護予防特定施設入居者生活介護を一体的に行っている場合においては､本加算の計算も一体的に行うこととします｡ |  | 平12老企40第二-4(18)①準用(2(21)⑥) |
|  | ※ 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を入居者に直接提供する職員とは､生活相談員､介護職員､看護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとします｡ |  | 平12老企40第二-4(18)② |
|  | ※ 提供する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の質の向上に資する取組については､ｻｰﾋﾞｽの質の向上や利用者の尊厳の保持を目的として､事業所として継続的に行う取組を指すものとする｡(例)･ LIFEを活用したPDCAｻｲｸﾙの構築･ ICT･ﾃｸﾉﾛｼﾞｰの活用･ 高齢者の活躍(居室やﾌﾛｱ等の掃除､食事の配膳･下膳などのほか､経理や労務､広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化･ ｹｱに当たり､居室の定員が2以上である場合､原則としてﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙﾄｲﾚを使用しない方針を立てて取組を行っていること実施に当たっては､当該取組の意義･目的を職員に周知するとともに､適時のﾌｫﾛｰｱｯﾌﾟや職員間の意見交換等により､当該取組の意義･目的に則ったｹｱの実現に向けて継続的に取り組むものでなければならない｡ |  | 平12老企40第二-4(18)③ |
| 67介護職員処遇改善加算(外部同様)(予防同様) |  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が､利用者に対し､訪問介護を行った場合は､当該基準に掲げる区分に従い､令和6年3月31日までの間､次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10ﾁ |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) | 基本ｻｰﾋﾞｽ費に各種加算減算を加えた総単位数の82/1000 | [ ]  |  |
|  | 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) | 基本ｻｰﾋﾞｽ費に各種加算減算を加えた総単位数の60/1000 | [ ]  |  |
|  | 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) | 基本ｻｰﾋﾞｽ費に各種加算減算を加えた総単位数の33/1000 | [ ]  |  |
|  | 〔厚生労働大臣が定める基準〕｢介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について｣(令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知)を参照してください｡ |  |  |
|  |  ｱ 介護職員処遇改善計画書を作成し､市に届出をしている｡ ｲ 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く｡)の内容を全ての介護職員に周知していること｡ ※ 当該事業所における賃金改善を行う方法等について計画書を用いて職員に周知するとともに､就業規則等の内容についても職員に周知していること｡また､介護職員から処遇改善加算等に係る照会があった場合は､当該職員についての賃金改善の内容について､書面を用いるなど分かりやすく回答すること｡ ｳ 加算の算定額に相当する従業者の賃金改善を実施している｡ ｴ その他､処遇改善加算等の趣旨を踏まえ､労働基準法等を遵守している｡ |  |  |
|  | <処遇改善加算の算定要件> 取得する処遇改善加算の区分に応じた要件を満たすこと｡ 処遇改善加算(Ⅰ)･･･ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅰ~Ⅲ､職場環境等要件の全てを満たすこと｡ 処遇改善加算(Ⅱ)･･･ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅰ･Ⅱ､職場環境等要件の全てを満たすこと｡ 処遇改善加算(Ⅲ)･･･ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅰ又はⅡのいずれかを満たすことに加え､職場環境等要件を満たすこと｡ |  |  |
|  |  〔ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅰ〕 ｢介護職員の任用の際における職位､職責又は職務内容等に応じた任用等の要件(賃金に関するものを含む｡)｣及び｢職位､職責又は職務内容等に応じた賃金体系(一時金等を除く)｣を定め､それを就業規則等の書面で明確にし､全ての介護職員に周知していること｡ |  |  |
|  |  〔ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅱ〕 職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し､資質向上の目標及びA又はBに掲げる事項に関する具体的な計画を策定し､当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し､全ての介護職員に周知していること｡ A･･･資質向上のための計画に沿って､研修機会の提供又は技術指導等を実施(OJT､OFF-JT等)するとともに､介護職員の能力評価を行うこと｡ B･･･資格取得のための支援(研修受講のための勤務ｼﾌﾄの調整､休暇の付与､費用(交通費､受講料等)の援助等)を実施すること｡ |  |  |
|  |  〔ｷｬﾘｱﾊﾟｽ要件Ⅲ〕 次の①及び②の全てを満たすこと｡ ① 介護職員について､経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること｡具体的には､次のA~Cのいずれかに該当する仕組みであること｡ |  |  |
|  |  A･･･経験に応じて昇給する仕組み ｢勤続年数｣や｢経験年数｣などに応じて昇給する仕組みであること｡ B･･･資格等に応じて昇給する仕組み ｢介護福祉士｣や｢実務者研修修了者｣などの取得に応じて昇給する仕組みであること｡ただし､介護福祉士資格を有して当該事業者や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する｡ |  |  |
|  |  C･･･一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ｢実技試験｣や｢人事評価｣などの結果に基づき昇給する仕組みであること｡ただし､客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する｡ ② ①の内容について､就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し､全ての介護職員に周知していること｡ |  |  |
|  |  〔職場環境等要件〕 届出に係る計画の期間中に実施する処遇改善(賃金改善を除く｡)の内容を全ての介護職員に周知していること｡  |  |  |
| 68介護職員等特定処遇改善加算(外部同様)(予防同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た訪問介護事業所が､利用者に対し､訪問介護を行った場合は､当該基準に掲げる区分に従い､次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10ﾘ |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) | 基本ｻｰﾋﾞｽ費に各種加算減算を加えた総単位数の18/1000 | □ |
| 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) | 基本ｻｰﾋﾞｽ費に各種加算減算を加えた総単位数の12/1000 | □ |
| 〔厚生労働大臣が定める基準〕｢介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について｣(令和3年3月16日老発0316第4号厚生労働省老健局長通知)を参照 |  |
|  | ｲ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること｡(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について､次に掲げる基準のいずれにも適合し､かつ､賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し､当該計画に基づき適切な措置を講じていること｡ |  |  |
|  | (一) 介護福祉士であって､経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下｢経験･技能のある介護職員｣という｡)のうち1人は､賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること｡ただし､介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により､当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと｡(二) 訪問介護事業所における経験･技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が､介護職員(経験･技能のある介護職員を除く｡)の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること｡ |  |  |
|  | (三) 介護職員(経験･技能のある介護職員を除く｡)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が､介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上であること｡ただし､介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員(経験･技能のある介護職員を除く｡)の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと｡(四) 介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円を上回らないこと｡ |  |  |
|  | (2) 当該訪問介護事業所において､賃金改善に関する計画､当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した 介護職員等特定処遇改善計画書を作成し､全ての職員に周知し､市に届け出ていること｡ |  |  |
|  | (3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること｡ただし､経営の悪化等により事業の継続が困難な場合､当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く｡)を見直すことはやむを得ないが､その内容について市に届け出ること｡(4) 当該訪問介護事業所において､事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること｡ |  |  |
|  | (5) 訪問介護費における特定事業所加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)のいずれかを算定していること｡(6) 訪問介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること｡(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く｡以下この号において同じ｡)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること｡(8) (7)の処遇改善の内容等について､ｲﾝﾀｰﾈｯﾄの利用その他の適切な方法により公表していること｡ |  |  |
|  | ﾛ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)上記①(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること｡ |  |  |
| 69介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算(予防同様) | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た指定事業所が、利用者に対し、ｻｰﾋﾞｽを行った場合は、算定した単位数(介護職員処遇改善加算と、介護職員等特定処遇改善加算を除く。)の所定の割合に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表1の注ﾔ |
| 〔算定要件〕次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ｲ　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月 支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。ﾛ　事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市に届け出ていること。ﾊ　介護職員等ﾍﾞｰｽｱｯﾌﾟ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市に届け出ること。ﾆ　当該指定訪問介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市に報告すること。ﾎ　介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。ﾍ　ﾛの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。 |  | 平27厚告95「厚生労働大臣が定める基準」四の三他 |
| 第9 外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護費の算定及び取扱い※ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算､介護職員処遇改善加算､介護職員等特定処遇改善加算は｢第8｣で点検してください｡ |
| 70算定基準(予防同様) | 指定特定施設において､外部ｻｰﾋﾞｽ利用型(介護予防)特定施設入居者生活介護を行った場合に､別に厚生労働大臣が定めるｻｰﾋﾞｽの種類及び当該ｻｰﾋﾞｽの単位数を基に得た当該外部ｻｰﾋﾞｽ利用型(介護予防)特定施設入居者生活介護に係る総単位数について､利用者の要介護(要支援)状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める限度単位数(下記)を限度として算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※ 別に厚生労働大臣が定める単位数限度単位数(1) 要介護1 16,355 単位(2) 要介護2 18,362 単位(3) 要介護3 20,490 単位(4) 要介護4 22,435 単位(5) 要介護5 24,533 単位(1) 要支援1 5,032 単位(2) 要支援2 10,531 単位 |  | 平18厚告165第1号ﾛ第2号ﾛ |
|  | 〔留意事項〕①外部ｻｰﾋﾞｽ利用型(介護予防)特定施設入居者生活介護費は､基本ｻｰﾋﾞｽ部分(当該外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が自ら行う特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画の作成､利用者の安否の確認､利用者の生活相談等に相当する部分)及び各ｻｰﾋﾞｽ部分(当該事業者が委託する指定居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者(以下｢受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者｣という｡)が提供する居宅ｻｰﾋﾞｽ部分)からなり､下記のｲ及びﾛの単位数を合算したものに特定施設入居者生活介護の1単位の単価を乗じて得た額が一括して外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われます｡ |  | 平12老企40第2の4(2)① |
|  | ※ 介護職員が居宅ｻｰﾋﾞｽ基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は､ｲの基本ｻｰﾋﾞｽ部分についてのみ適用されることとなります｡ |  |  |
|  | ※ なお､外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護事業者においては､居宅ｻｰﾋﾞｽ基準上､看護職員の配置は義務付けられていません｡ |  |  |
|  | ｲ 基本ｻｰﾋﾞｽ部分は1日につき83単位とする｡(介護予防は1日につき56単位)ﾛ 各ｻｰﾋﾞｽ部分については､特定施設ｻｰﾋﾞｽ計画に基づき受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が各利用者に提供したｻｰﾋﾞｽの実績に応じて算定される｡また､各ｻｰﾋﾞｽ部分の対象ｻｰﾋﾞｽ及び単位数については､厚生労働大臣が定める外部ｻｰﾋﾞｽ利用型特定施設入居者生活介護費及び外部ｻｰﾋﾞｽ利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るｻｰﾋﾞｽの種類及び当該ｻｰﾋﾞｽの単位数並びに限度単位数(平成18年厚生労働省告示第165号)の定めるところにより､当該告示で定める単位数を上限として算定する｡なお､当該告示に定める各ｻｰﾋﾞｽの報酬に係る算定方法については､指定居宅ｻｰﾋﾞｽに要する費用の額の算定に関する基準(平成11年厚生省告示第19号)に定める各ｻｰﾋﾞｽの報酬に係る算定方法と同趣旨となるが､次の点については取扱が大きく異なるので､留意されたい｡ |  |  |
|  | ｱ 訪問介護について･ 訪問介護に係る報酬額については､15分ごとの算定となっていること｡･ 介護福祉士又は介護職員初任者研修課程了(※)によるｻｰ ﾋﾞｽ提供に限り､算定すること｡(※) 旧介護職員基礎研修課程修了者､旧1級課程修了者又は旧2級課程修了者含むｲ 訪問看護について･ 保健師､看護師又は理学療法士､作業療法士若しくは言語聴覚士によるｻｰﾋﾞｽ提供に限り算定すること｡ |  |  |
|  | ②外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者に支払う委託料は､個々の委託契約に基づくものである｡ |  | 平12老企40第2の4(2)② |
| 71従業者の員数が基準を満たさない場合の算定 |  看護職員又は介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は､所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平12厚告19別表の10の注1 |
| 〔別に厚生労働大臣が定める基準〕 指定基準に定める員数を置いていないこと｡ |  | 平12厚告27第5号ｲﾛ |
| (予防同様) | 〔留意事項〕※ 常勤換算方法による職員数の算定方法は､暦月ごとの職員の勤務延時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間で除することにより算定するものとし､小数点第2位以下を切り捨てるものとします｡なお､やむを得ない事情により､配置されていた職員数が一時的に1割の範囲内で減少した場合は､1月を超えない期間内に職員が補充されれば､職員数が減少しなかったものとみなすこととします｡その他､常勤換算方法及び常勤の具体的な取扱いについては､①及び②のとおりとすること｡ |  | 平12老企40第2の1(4) |
|  | ① 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条第1項に規定する措置(以下｢母性健康管理措置｣という｡)又は育児休業､介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号｡以下｢育児･介護休業法｣という｡)第23条第1項､同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下｢育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置｣という｡)が講じられている場合､30時間以上の勤務で､常勤換算方法での計算に当たり､常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし､1として取り扱うことを可能とする｡ |  | 平12老企40第2の1(4)① |
|  | ② 当該事業所における勤務時間が､当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする｡)に達していることをいうものであるが､母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については､利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は､例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする｡また､常勤による従業者の配置要件が設けられている場合､従業者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業､母性健康管理措置､育児･介護休業法第2条第1号に規定する育児休業､同条第2号に規定する介護休業､同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る｡)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において､当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより､当該要件を満たすことが可能であることとする｡ |  | 平12老企40第2の1(4)② |
|  | ※ 人員基準上満たすべき介護職員の員数を算定する際の利用者数等は､当該年度の前年度の平均を用いる｡(ただし､新規開設又は再開の場合は推定数による｡)この場合､利用者数の平均は､前年度の全利用者数の延数を当該前年度の日数で除して得た数とする｡この平均利用者数の算定に当たっては小数点第2位以下を切り上げるものとします｡ |  | 平12老企40第2の1(5)② |
|  | ※ 看護職員又は介護職員の員数不足については､① 人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には､その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで､利用者の全員について所定単位数が減算される｡② 1割の範囲内で減少した場合には､その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで､利用者全員について所定単位数が減算される(ただし､翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く｡)｡ |  | 平12老企40第2の1(5)③ |
|  | ※ 看護･介護職員以外の人員基準欠如については,その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで､利用者全員について所定単位数が減算されます(ただし,翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く｡)｡ |  | 平12老企40第2の1(5)④ |
| 72各ｻｰﾋﾞｽ費 |  |  |  |
| (1)基本ｻｰﾋﾞｽ費(予防同様) | 利用者に対して､外部ｻｰﾋﾞｽ利用型指定(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者が基本ｻｰﾋﾞｽを行った場合､1日につき83 単位(介護予防は56単位)を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の注1別表第2の注1 |
| (2)障害者等支援加算 |  養護老人ﾎｰﾑである指定特定施設において､別に厚生労働大臣が定める者に対して基本ｻｰﾋﾞｽを行った場合に､障害者等支援加算として､1日につき20単位を所定単位数に加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の注2別表第2の注2 |
|  (予防同様) | ※ 厚生労働大臣が定める者知的障害又は精神障害を有する利用者であって､これらの障害の状況により､基本ｻｰﾋﾞｽの提供に当たって､特に支援を必要とするもの |  | 平21厚告82第1号第2号 |
|  | ※ ｢知的障害又は精神障害を有する者｣とは､具体的には以下の障害等を有する者を指すものである｡a 療育手帳の交付を受けた者b 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者c 医師により､a又はbと同等の症状を有するものと診断された者 |  | 平12老企40第2の4(2)③ |
| (3) 訪問介護 | (1) 利用者に対して､指定訪問介護に係る受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者の訪問介護員等が､指定訪問介護を行った場合に､現に要した時間ではなく､訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の2注1 |
|  | (2) 身体介護中心型身体介護(利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう｡)が中心である指定訪問介護を行った場合に以下の単位数を算定していますか｡ｲ 所要時間15分未満の場合 96単位ﾛ 所要時間15分以上30分未満の場合 193単位ﾊ 所要時間30分以上1時間30分未満の場合262単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに87単位を加算した単位数ﾆ 所要時間1時間30分以上の場合561単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに37単位を加算した単位数 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の2注2 |
|  | (3) 生活援助中心型単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族(以下｢家族等｣という｡)と同居している利用者であって､当該家族等の障害､疾病等の理由により､当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して､生活援助(調理､洗濯､掃除等の家事の援助であって､これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう｡)が中心である指定訪問介護を行った場合に以下の単位数を算定していますか｡ｲ 所要時間15分未満の場合 49単位ﾛ 所要時間15分以上1時間未満の場合96単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに49単位を加算した単位数ﾊ 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 219単位ﾆ 所要時間1時間15分以上の場合 262単位 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の2注3 |
|  | (4) 通院等乗降介助利用者に対して､通院等のため､当該事業者の訪問介護員等が､自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに､併せて､乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き､移動等の介助を行った場合に1回につき87単位を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の2注4 |
| (予防) | (5)指定訪問介護･訪問介護相当ｻｰﾋﾞｽ(1月につき)利用者に対して､指定訪問介護に係る受託介護予防ｻｰﾋﾞｽ事業者の訪問介護員等が､指定訪問介護を行った場合に､以下の区分に応じ､それぞれ所定単位数を算定する｡ｲ 1週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 1,057単位ﾛ 1週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 2,115単位ﾊ ﾛの回数の程度を超える訪問介護が必要とされた要支援2の者 3,355単位 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の2 |
| (4) 訪問入浴介護(予防同様) | 利用者に対して指定訪問入浴介護に係る受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者の看護職員1人及び介護職員2人が､指定訪問入浴介護を行った場合には､指定居宅ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の訪問入浴介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の3 |
|  | ※ なお､訪問入浴介護費のｲの注1から8まで及びﾛからへまでについては適用しません｡ |  |  |
|  | (介護予防) 指定介護予防訪問入浴介護 利用者に対して､指定介護予防訪問入浴介護に係る受託介護予防ｻｰﾋﾞｽ事業者の看護職員1人及び介護職員1人が､指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には､指定介護予防ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の介護予防訪問入浴介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の4 |
|  | ※ なお､介護予防訪問入浴介護費のｲの注1から8まで及びﾛからへまでについては適用しません｡ |  |  |
| (5)訪問看護(予防同様) | (1) 通院が困難な利用者(末期の悪性腫瘍その他利用者等告示(平27厚告94)第4号に規定する疾病等の患者を除く｡)に対して､受託居宅(介護予防)ｻｰﾋﾞｽ事業者の保健師､看護師又は理学療法士､作業療法士若しくは言語聴覚士(以下｢看護師等｣という｡)が､その主治の医師の指示(指定訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝにあっては､主治の医師が交付した文書による指示)及び訪問看護計画に基づき､指定(介護予防)訪問看護を行った場合には､現に要した時間ではなく､訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定(介護予防)訪問看護を行うのに要する標準的な時間で､指定居宅(介護予防)ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の訪問看護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の4ｲ平18厚告165別表第2の5ｲ |
|  | ※利用者等告示(平27厚告94)第4号に規定する疾病とは､多発性硬化症､重症筋無力症､ｽﾓﾝ､筋萎縮性側索硬化症､脊髄小脳変性症､ﾊﾝﾁﾝﾄﾝ病､進行性筋ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ症､ﾊﾟｰｷﾝｿﾝ病関連疾患(進行性核上性麻痺､大脳皮質基底核変性症及びﾊﾟｰｷﾝｿﾝ病(ﾎｰｴﾝ･ﾔｰﾙの重症度分類がｽﾃｰｼﾞ三以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る｡)をいう｡)､多系統萎縮症(線条体黒質変性症､ｵﾘｰﾌﾞ橋小脳萎縮症及びｼｬｲ･ﾄﾞﾚｰｶﾞｰ症候群をいう｡)､ﾌﾟﾘｵﾝ病､亜急性硬化性全脳炎､ﾗｲｿｿﾞｰﾑ病､副腎白質ｼﾞｽﾄﾛﾌｨｰ､脊髄性筋萎縮症､球脊髄性筋萎縮症､慢性炎症性脱髄性多発神経炎､後天性免疫不全症候群､頚髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態 |  |  |
|  | (2) 所要時間が20分未満のものについては､指定(介護予防)訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定訪問看護事業所であって､居宅ｻｰﾋﾞｽ計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定(介護予防)訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り､算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の4ﾛ平18厚告165別表第2の5ﾛ |
|  | (3) (介護予防)訪問看護費のｲの(1)又はﾛの(1)について､准看護師が指定(介護予防)訪問看護を行った場合は､(介護予防)訪問看護費に100分の81を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の4ﾊ平18厚告165別表第2の5ﾊ |
|  | (4) (介護予防)訪問看護費のｲの(5)について､指定訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝの理学療法士､作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定(介護予防)訪問看護を行った場合､1回につき100分の81に相当する単位数を算定していますか｡  | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の4ﾆ平18厚告165別表第2の5二 |
|  | ※(1)から(4)までについては､訪問看護費のｲからﾊまでの注1から注12まで､注14及び注15並びにﾆからﾁまでについては､適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第1の4ﾎ |
|  | ※(1)から(4)までについては､介護予防訪問看護費のｲ並びにﾛの注1から注10まで､注12及び注13並びにﾊからへまでについては､適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第2の5ﾎ |
| (6)訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ(予防同様) | 通院が困難な利用者に対して､指定(介護予防)訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝに係る受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者の理学療法士､作業療法士又は言語聴覚士が､計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき､指定(介護予防)訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを行った場合には､指定居宅(介護予防)ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の(介護予防)訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費に100分の90を乗じて得た単位数を1回につき算定してますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の5ｲ平18厚告165別表第2の6ｲ |
|  | ※訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費のｲの注1から注7まで､注9及び注10並びにﾛ及びﾊについては適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第1の5ﾛ |
|  | ※介護予防訪問ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費のｲの注1から注6まで及び注8から注10まで並びにﾛ及びﾊについては適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第2の6ﾛ |
| (7)通所介護 | (1) 利用者に対して､指定通所介護に係る受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が､厚生労働大臣が定める施設基準(通常規模型､大規模型(Ⅰ)､(Ⅱ))に適合しているものとして市長に届け出た事業所において､指定通所介護を行った場合には､当該施設基準に掲げる区分に従い､利用者の要介護状態区分に応じて､現に要した時間ではなく､通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した､指定居宅ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の6ｲ |
|  | (2) 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により､長時間のｻｰﾋﾞｽ利用が困難である利用者に対して､指定通所介護受託ｻｰﾋﾞｽ事業者が､所要時間2時間以上3時間未満の指定通所介護を行う場合は､通所介護費の所要時間4時間以上5時間未満の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の6ﾛ |
|  | ※通所介護費のｲからﾊまでの注1から注22まで及びﾆからへについては適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第1の6ﾊ |
| (予防) | (3) 指定通所介護･通所介護相当ｻｰﾋﾞｽ(1月につき)利用者に対して､指定通所介護に係る受託介護予防ｻｰﾋﾞｽ事業者が､施設基準第5号ｲ(2)に適合しているものとして市長に届け出た指定通所介護事業所において､指定通所介護を行った場合に､以下の区分に応じ､それぞれ所定単位数を算定する｡ｲ 要支援1 1,504単位ﾛ 要支援2 3,084単位 | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の3 |
| (8)通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ | 利用者に対して､指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝに係る受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が､施設基準(通常規模型､大規模型(Ⅰ)､(Ⅱ))に適合するものとして市長に届け出た事業所において､指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを行った場合には､利用者の要介護状態区分に応じて､現に要した時間ではなく､通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ計画に位置付けられた内容の指定通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを行うのに要する標準的な時間で算定した､指定居宅ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の7ｲ |
|  | ※通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費のｲからﾊまでの注1から注22まで及びﾆからﾄまでは適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第1の7ﾛ |
| (予防) | 【介護予防】指定介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ(1月につき) |  |  |
|  | (1) 利用者に対して､指定介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝに係る受託介護予防ｻｰﾋﾞｽ事業者が､指定介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ事業所において､指定介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝを行った場合には､利用者の要支援区分に応じて､介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の7ｲ |
|  | (2) 介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費の運動器機能向上ｻｰﾋﾞｽを行った場合は､運動器機能向上加算として､1月につき203単位を加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の7ﾛ |
|  | (3) 介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費の栄養改善ｻｰﾋﾞｽを行った場合は､栄養改善加算として､1月につき180単位を加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の7ﾊ |
|  | (4) 介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費の口腔機能向上ｻｰﾋﾞｽを行った場合は､口腔機能向上加算として､1月につき135単位を加算してますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の7二 |
|  | (5) 選択的ｻｰﾋﾞｽ複数実施加算を算定していますか｡利用者に対し､運動器機能向上ｻｰﾋﾞｽ､栄養改善ｻｰﾋﾞｽ又は口腔機能向上ｻｰﾋﾞｽのうち､複数のｻｰﾋﾞｽを実施した場合に､次の単位数を所定単位に加算できます｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の7ﾎ |
|  | ○選択的ｻｰﾋﾞｽ複数実施加算(Ⅰ)･･･1月につき432単位 ①②③のいずれにも適合していますか｡1. 運動器機能向上ｻｰﾋﾞｽ､栄養改善ｻｰﾋﾞｽ又は口腔機能向上ｻｰﾋﾞｽ(以下｢選択的ｻｰﾋﾞｽ｣という｡)のうち､2種類のｻｰﾋﾞｽを実施していること
2. 利用者が指定介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝの提供を受けた日において､当該利用者に対し､選択的ｻｰﾋﾞｽを行っていること

③ 利用者に対し､選択的ｻｰﾋﾞｽのうちいずれかのｻｰﾋﾞｽを1月につき2回以上行っていること | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ○選択的ｻｰﾋﾞｽ複数実施加算(Ⅱ)･･･1月につき630単位 加算Ⅱは､①②のいずれにも適合していますか｡1. 利用者に対し､選択的ｻｰﾋﾞｽのうち3種類のｻｰﾋﾞｽを実施していること

② 加算Ⅰの②及び③の基準に適合すること | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし |  |
|  | ※(1)から(5)までについては､介護予防通所ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ費のｲの注1から注8まで及びﾛからｦまでは適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第2の7ﾍ |
| (9) 福祉用具貸与(介護予防) | 利用者に対して､指定(介護予防)福祉用具貸与に係る受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が､指定(介護予防)福祉用具貸与を行った場合には､現に指定(介護予防)福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定特定施設の所在地に適用される特定施設入居者生活介護の1単位の単価で除して得た単位数(1単位未満の端数があるときは､これを四捨五入して得た単位数)を算定していますか｡(1月につき) | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の8ｲ平18厚告165別表第2の8ｲ |
|  | ※ 1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については､(介護予防)福祉用具貸与の提供に当たり､福祉用具の貸与価格が､当該福祉用具の全国平均価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される値を超えた場合には､当該指定福祉用具貸与に係る単位は算定しない｡ |  |  |
|  | ※ 指定居宅(介護予防)ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の(介護予防)福祉用具貸与費の注1から3まで及び5については適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第1の8ﾛ平18厚告165別表第2の8ﾛ |
| (10) 地域密着型通所介護 | (1) 利用者に対して､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が､厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において､指定地域密着型通所介護を行った場合には､利用者の要介護状態区分に応じて､現に要した時間ではなく､地域密着型通所介護計画に位置付けられた内容の指定地域密着型通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した､指定地域密着型ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の9ｲ |
|  | (2) 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であって､ｻｰﾋﾞｽの提供に当たり､常時看護師による観察を必要とする利用者に対して､受託居宅ｻｰﾋﾞｽ事業者が､施設基準(療養通所介護)に適合しているものとして市長に届け出た事業所において､指定療養通所介護を行った場合には､療養通所介護費の所定単位数に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の9ﾛ |
|  | (3) 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により､長時間のｻｰﾋﾞｽ利用が困難である利用者に対して､所要時間2時間以上3時間未満の指定地域密着型通所介護を行う場合は､地域密着型通所介護費の所定単位数に100分の63を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の9ﾊ |
|  | ※地域密着型通所介護費のｲ及びﾛの注1から注22まで､注24及び注25並びにﾊからﾎについては､適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第1の9ﾆ |
| (11) 認知症対応型通所介護(予防同様) | (1) 利用者に対して､受託居宅(介護予防)ｻｰﾋﾞｽ事業者が､施設基準に適合するものとして市長に届け出た単独型･併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において､指定(介護予防)認知症対応型通所介護を行った場合には､当該施設基準に掲げる区分に従い､利用者の要介護(要支援)状態区分に応じて､現に要した時間ではなく､(介護予防)認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定(介護予防)認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した､指定地域密着型(介護予防)ｻｰﾋﾞｽ介護給付費単位数表の(介護予防)認知症対応型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の10ｲ平18厚告165別表第2の9ｲ |
|  | (2) 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により､長時間のｻｰﾋﾞｽ利用が困難である利用者に対して､受託居宅(介護予防)ｻｰﾋﾞｽ事業者が､所要時間2時間以上3時間未満の指定(介護予防)認知症対応型通所介護を行う場合は､所要時間4時間以上5時間未満の場合の所定単位数の100分の57を乗じて 得た単位数を算定していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第1の10ﾛ平18厚告165別表第2の9ﾛ |
|  | (3) 介護予防認知症対応型通所介護費の(注8)個別機能訓練を行った場合には､個別機能訓練加算として､1日につき24単位を加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の9ﾊ |
|  | (4) 介護予防認知症対応型通所介護費の(注11)栄養改善ｻｰﾋﾞｽを行った場合には､栄養改善加算として､1日につき180単位を加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の9二 |
|  | (5) 介護予防認知症対応型通所介護費の(注13)口腔機能向上ｻｰﾋﾞｽを行った場合には､口腔機能向上加算として､1日につき135単位を加算していますか｡ | [ ] いる[ ] いない[ ] 該当なし | 平18厚告165別表第2の9ﾎ |
|  | ※ 認知症対応型通所介護費のｲ及びﾛの注1から注18まで並びにﾊからﾎまでについては適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第1の10ﾊ |
|  | ※介護予防認知症対応型通所介護費のｲ及びﾛの注1から注17まで並びにﾊからﾎまでについては適用しません｡ |  | 平18厚告165別表第2の9へ |